

山口県内 見守り活動に関する実態調査 報告書

山口県内 見守り活動に関する実態調査

報 告 書

2012 (平成 24) 年 3 月

山口県社会福祉協議会 地域福祉部地域福祉班・ボランティアセンター

山口県社会福祉協議会
地域福祉部地域福祉班・ボランティアセンター



このパンフレットは、共同募金の配分金により作成したものです。

目次

第1章		
「見守り活動に関する実態調査」	結果概要	1
第2章		
「見守り活動に関する実態調査」	単純集計結果	28
	自由回答結果【問14】	42
第3章		
「地区社協聞き取り調査」概要		50
資料		
「見守り活動に関する実態調査」調査票		68
「見守り活動に関する地区社協等への聞き取り調査」調査票		79

発行：平成24年3月
発行者：社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
〒753-0072
山口県山口市大手町9-6
TEL (083) 924-2828
FAX (083) 924-2847
印刷：コロニー印刷

第1章 「見守り活動に関する実態調査」結果概要

1. 「見守り活動に関する実態調査」の目的

本調査の目的は、「見守り活動指針（仮称）」作成の基礎資料とするために、山口県内の地域福祉活動を支える福祉員によって取り組まれている「見守り活動」の実態を把握することにある。

2. 社会調査の概要および調査対象地域

2-1. 調査の概要

「見守り活動に関する実態調査」の概要は次の通りである。

調査の名称：

「見守り活動に関する実態調査」

実査時期：

2011年10月31日東部地区 11月1日中部地区 11月8日西部地区

調査方法：

福祉員研修会における配布、回収（集合調査）

調査対象：

研修会に参加した福祉員、その他（研修会ごとの対象者数は以下の通り）

東部地区（63人）：周南市、岩国市、柳井市、周防大島町、田布施町

中部地区（56人）：山口市、下松市、萩市、光市

西部地区（56人）：美祢市、山陽小野田市、宇部市、下関市（事例報告者のみ）

調査対象者数：

175人

回収数（回収率）：

147票〔東部：50票、中部：50票、西部：47票〕（84.0%）

2-2. 集計・分析

調査票の集計・分析は、社会福祉法人山口県社会福祉協議会からの委託を受け実施された。

報告書執筆：

高野和良（九州大学大学院人間環境学研究院）

集計・図表作成：

原園涼 野中万聡*

調査票データの入力：

野中万聡*、財津大夏**、永田真莉子**

（*九州大学大学院人間環境学府人間共生システム専攻修士1年）

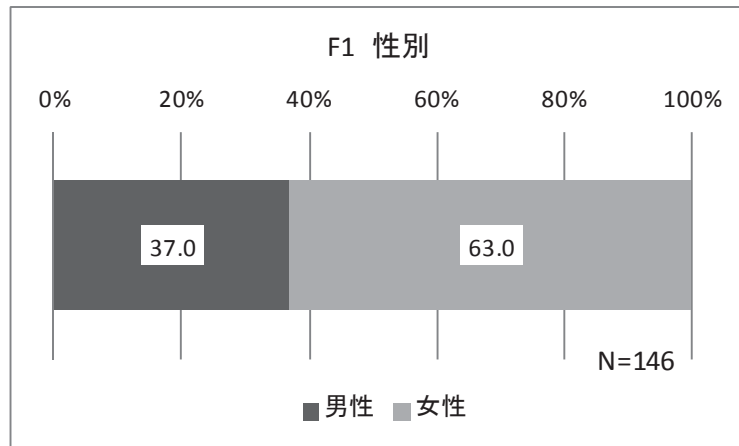
（**九州大学文学部社会学・地域福祉社会学研究室学部3年）

3. 調査結果の概要

3-1. 調査回答者（主に福祉員）の状況

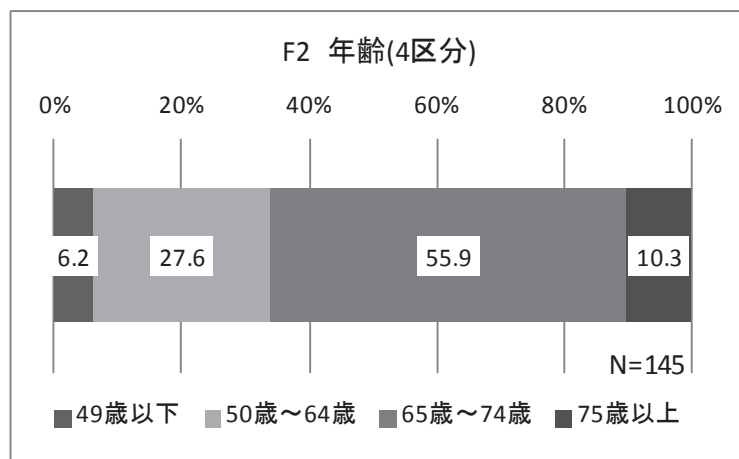
F1 性別

研修会に参加した調査回答者の性別は、女性が約6割（63.0%）、男性が約4割（37.0%）となっており、女性の割合が高くなっている。福祉員は一般的に女性の割合が高いが、後述するように今回の研修会には地区社協役員、単位自治会町内会役員なども参加していたために、男性の割合も4割弱に達している。



F2 年齢

年齢を49歳以下、50～64歳、65～74歳、75歳以上に4区分すると、65～74歳が5割強（55.9%）となり、次いで50～64歳（27.6%）、75歳以上（10.3%）となった。



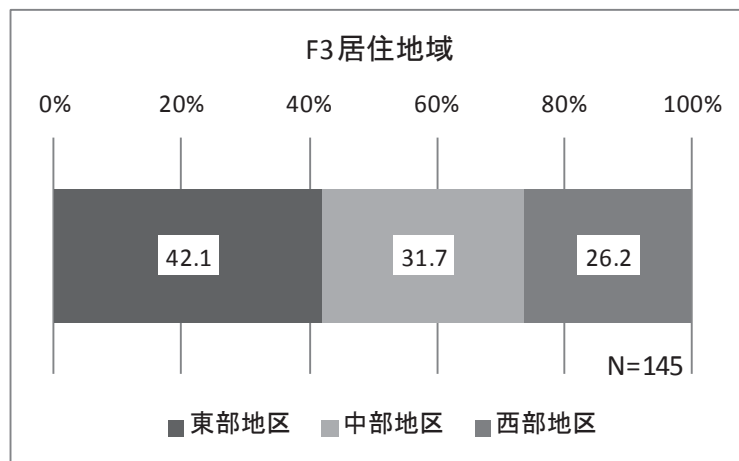
F3 居住地域（圏域）

研修会が実施された3地区（東部地区、中部地区、西部地区）を福祉員が居住している居住地域とみなした。各会場に参加した福祉員等の居住地は次の通りである。

東部地区（63人）：周南市、岩国市、柳井市、周防大島町、田布施町

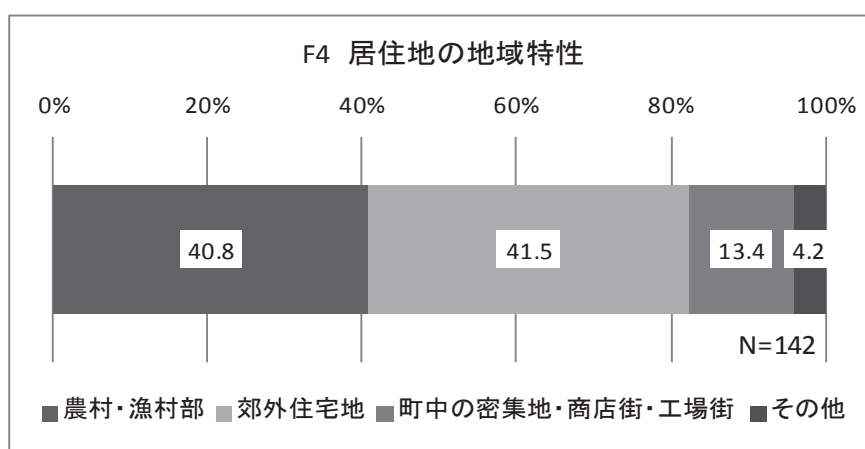
中部地区（56人）：山口市、下松市、萩市、光市

西部地区（56人）：美祢市、山陽小野田市、宇部市



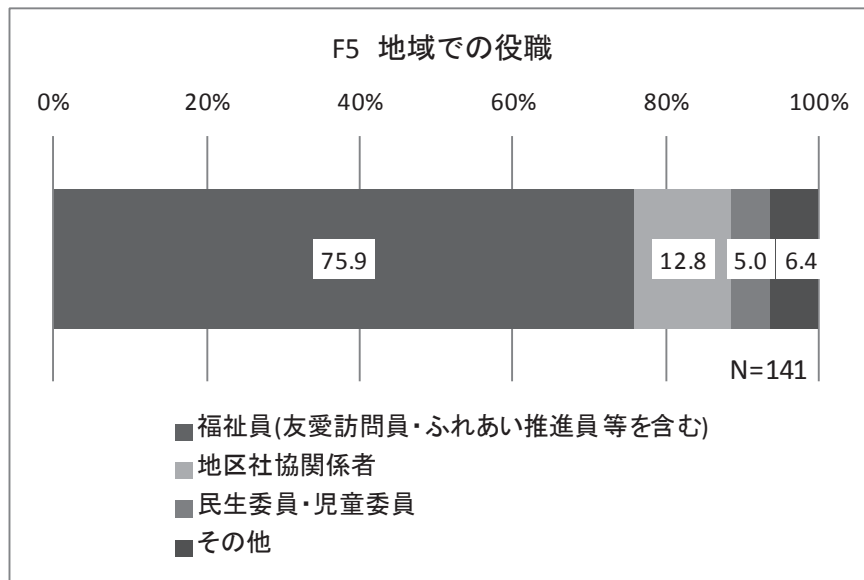
F4 居住地域の状況

行政区として「市部」であっても、実際には農村的な地域特性を持つ地域も少なくない。山口県は全国的にみても市町村合併が進んでいるが、市町村合併によって、「市」部という行政的な呼称と、生活実態とのイメージがやや異なる地域も認められるようになった。また、経験的に知られているように、都市部と農村部では見守り活動の対象や方法などが異なると考えられる。これらの点から、単に行政区分だけでは把握しにくい居住地域の状況を、「農村・漁村部」、「郊外住宅地」、「町中の密集地・商店街・工場街」の3区分によって確認することとした。その結果、「郊外住宅地」（41.5%）、「農村・漁村部」（40.8%）、「町中の密集地・商店街・工場街」（13.4%）となり、郊外住宅地と農村・漁村部との割合がほぼ同じ水準となった。



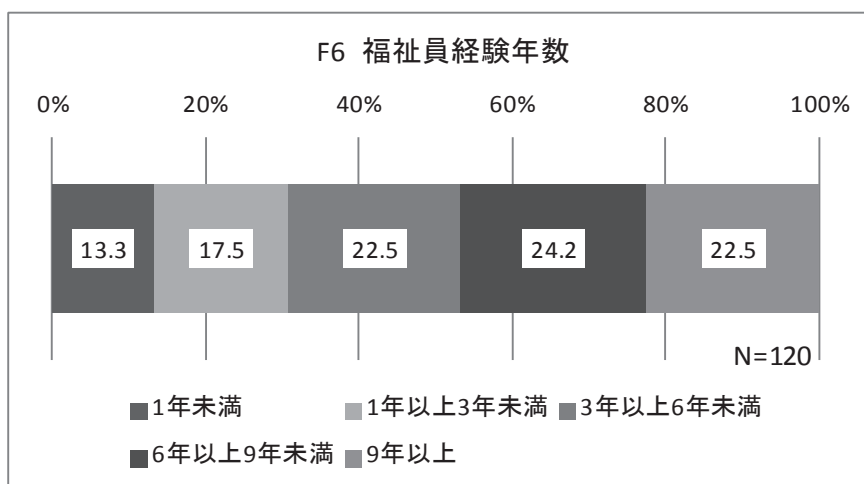
F5 地域での役職

地域社会においてどのような立場で地域福祉活動を行っているのかを尋ねたところ、「福祉員」(75.9%)が8割弱、次いで「地区社協関係者」(12.8%)、「民生委員・児童委員」(5.0%)となった。今回の研修会参加者の多くが、福祉員の立場で地域福祉活動を行っていることがわかる。



F6 福祉員としての経験年数

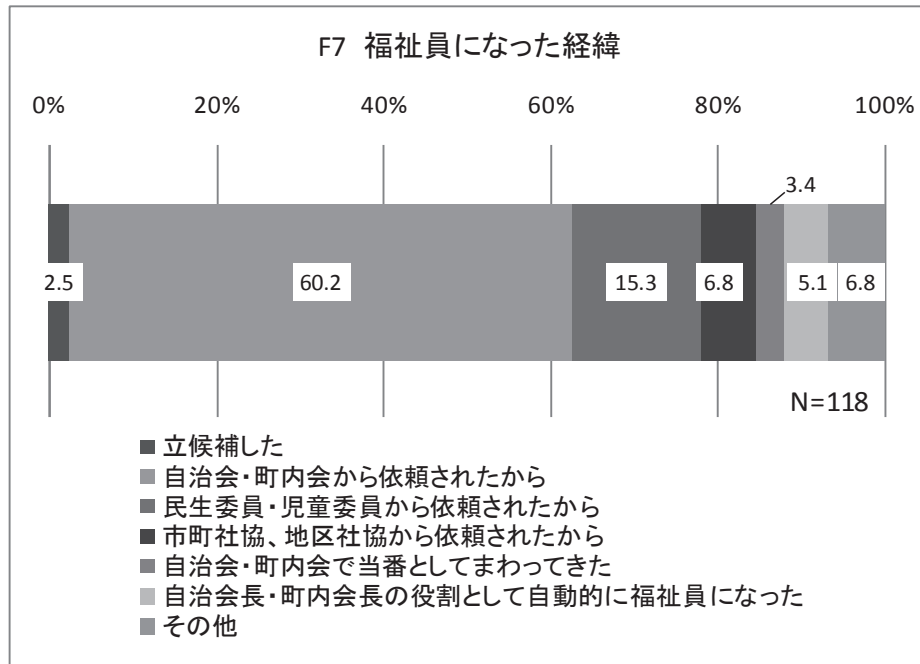
福祉員としての経験年数は、3年以上の経験を持つ福祉員が全体の7割弱(69.2%)を占めており、9年以上の経験者も2割強(22.5%)となった。福祉員の任期は3年を目安とされている場合が多いが、ある程度長期間にわたって活動している福祉員が多いことをうかがわせている。



F7 福祉員になった経緯

福祉員になった経緯でもっとも大きな割合となったのは、6割に達する「自治会・町内会から依頼されたから」(60.2%)であり、大きく差はついているが、続いて「民生委員・児童委員から依

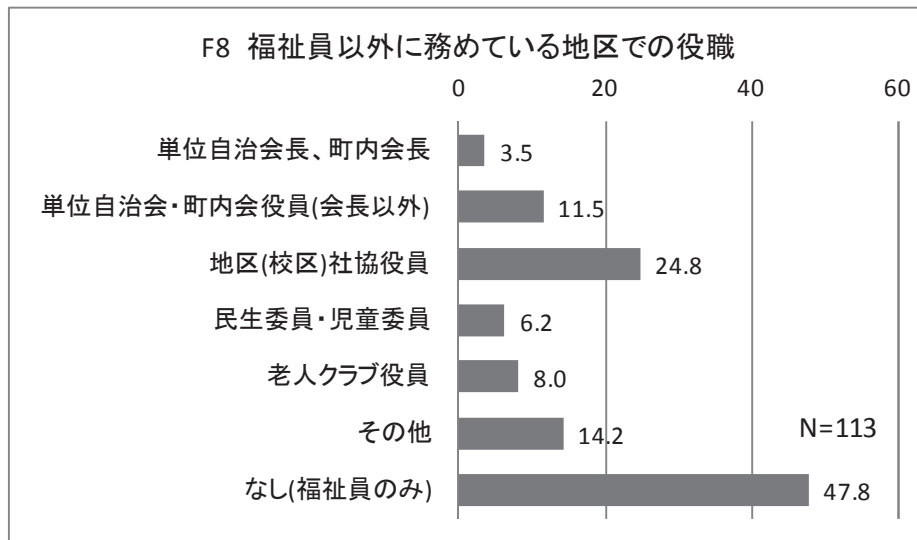
頼されたから」(15.3%)となった。自治会・町内会や民生委員・児童委員による依頼は、地域福祉活動に理解があるかどうかに基づいて行われていると思われるが、「自治会・町内会で当番としてまわってきた」(3.4%)、「自治会長・町内会長の役割として自動的に福祉員になった」(5.1%)のように宛て職としての福祉員の場合は、地域福祉活動の経験がほとんどないまま、福祉員となる場合も起こりえる。その割合は全体の1割に満たないのであるが、こうした福祉員は見守り活動をはじめとする地域福祉活動に取り組む当初には、経験が浅いことから困惑する場面に遭遇する可能性もあるため、初期段階での適切な支援のあり方を検討する必要があると思われる。



F8 福祉員以外に務めている地区での役職

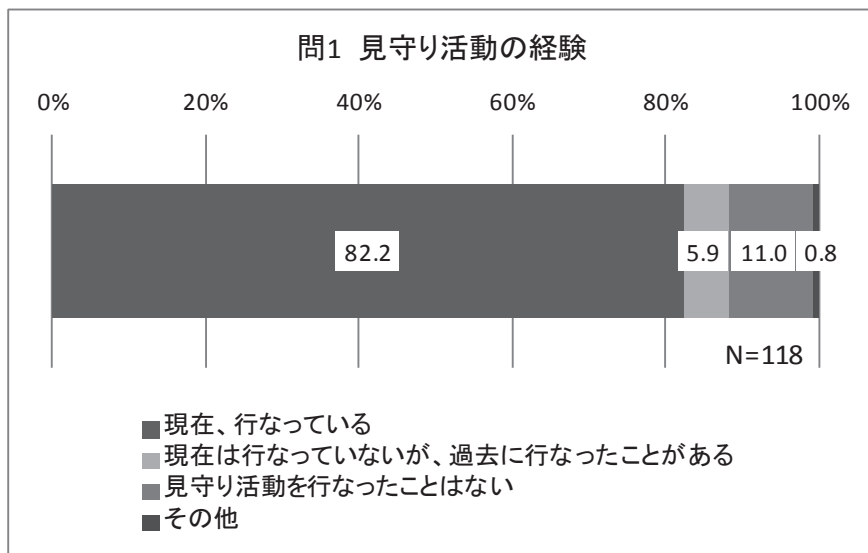
地域で福祉員以外に就いている役職については、「ない」（福祉員のみ）とした者が最も多く半数近く（47.8%）を占めているが、4人に1人は「地区（校区）社協役員」（24.8%）を兼任しており、また「単位自治会・町内会役員（会長以外）」（11.5%）、「老人クラブ役員」（8.0%）などが続く結果となった。「その他」としては、婦人会という回答が多かった。

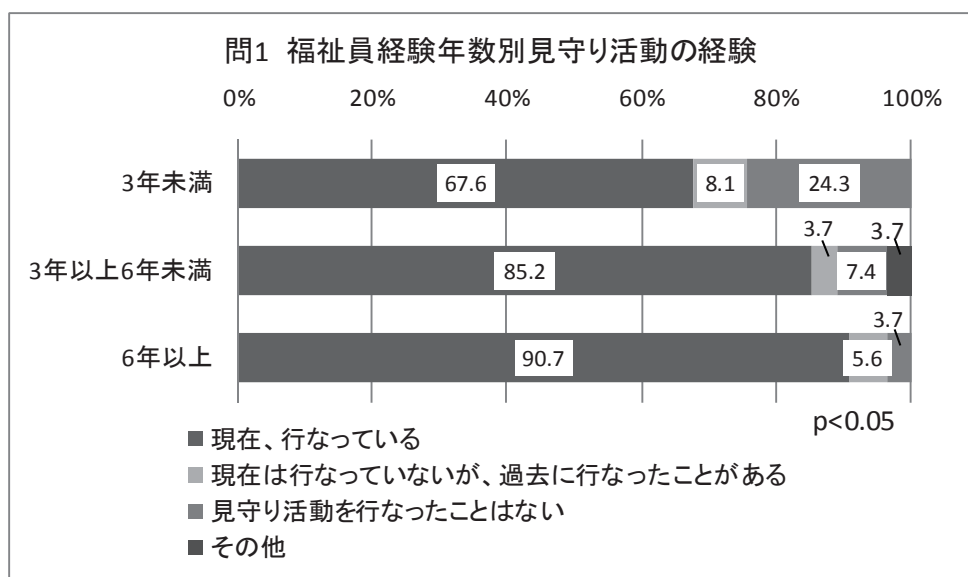
福祉員と地区社協との関係性が反映された結果ともいえるが、福祉員は、福祉員としての活動を中心に行っていることがわかる。



3-2. 山口県の福祉員による見守り活動の実態

問1 あなた自身は、福祉員としてこれまで見守り活動を行ったことがありますか。次の中から当てはまる番号ひとつに○をつけてください。



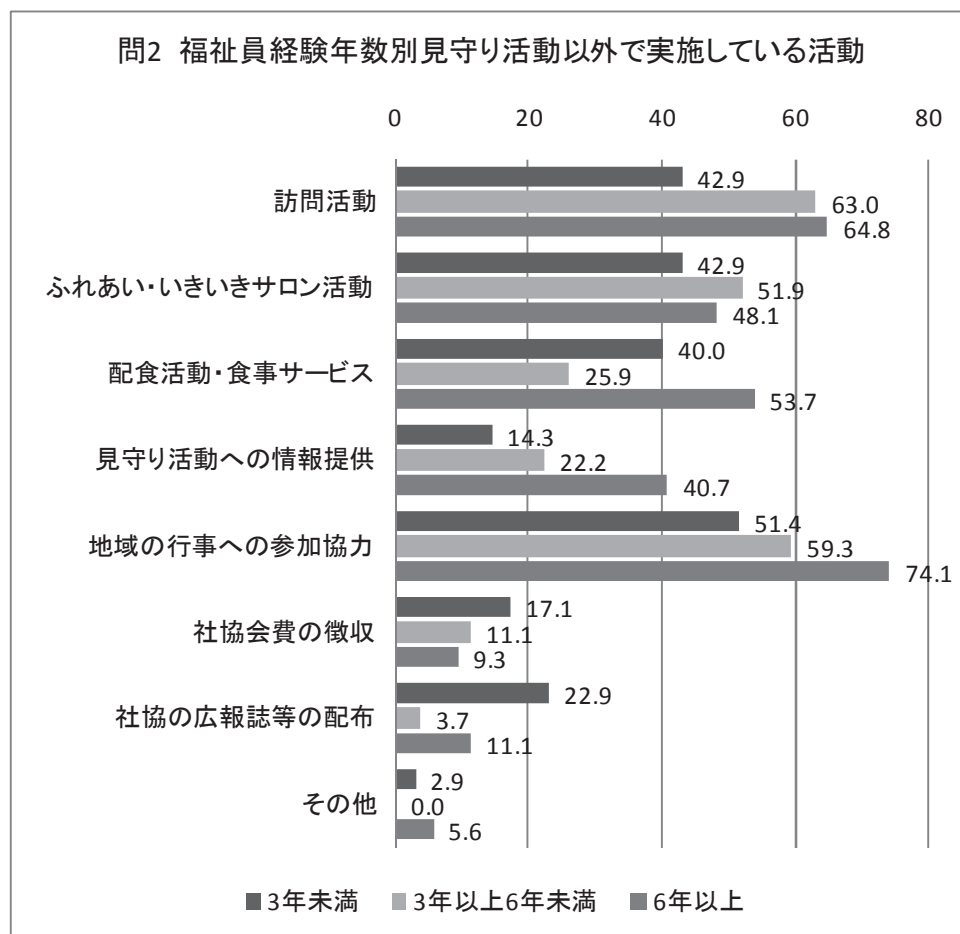
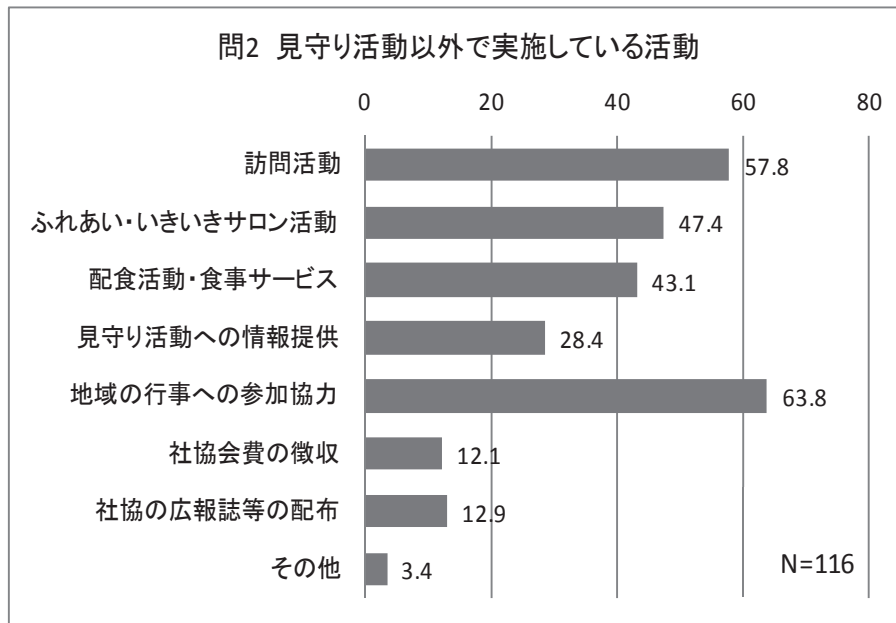


福祉員の立場として、これまで見守り活動を行った経験があるかどうかを確認したところ、「現在、行っている」者が8割を超え（82.2%）、「現在は行っていないが、過去に行ったことがある」者はわずかであった（5.9%）。

福祉員ほとんどが見守り活動を経験しており、「行ったことはない」という回答は、1割程度（11.0%）に留まっていた。見守り活動が福祉員活動の中軸として取り組まれていることを示す結果である。

先に福祉員活動経験年数として、3年以上の経験を持つ福祉員が全体の7割弱を占めており、長期間にわたって活動している福祉員が多いことを述べたが、この経験年数と見守り活動の経験との関係を見ると、活動期間が3年未満では約7割（67.6%）、3年以上6年未満で8割強（85.2%）、6年以上の福祉員では9割（90.7%）を超える見守り活動経験が認められた。福祉員活動を継続することによって、見守り活動の経験が増加していることが示されているが、福祉員としての経験が浅い時期に見守り活動に取り組むことは、やはり難しい面もあるのかもしれない。福祉員になった経緯についての設問（F7）でも指摘したように、経験の浅い福祉員に対して必要な支援のあり方について検討する必要があるだろう。

問2 見守り活動以外であなたが、福祉員として実施している活動（参加している活動や行事）はどのようなことですか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。

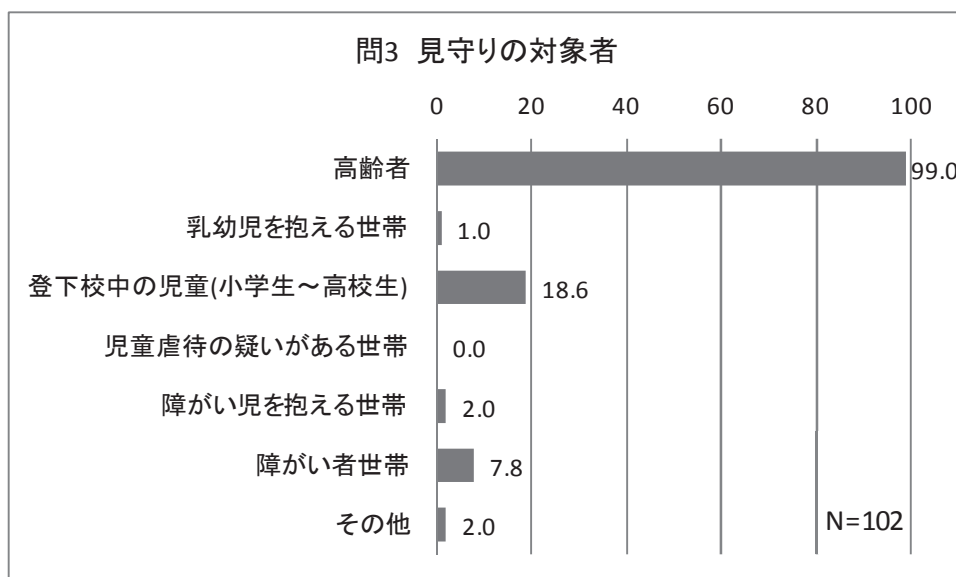


福祉員が見守り活動以外で行っている活動をみると、「地域の行事への参加協力」(63.8%)、「訪問活動」(57.8%)、「ふれあい・いきいきサロン活動」(47.4%)、「配食活動・食事サービス」(43.1%)

などが多くあがった。福祉員が、地域社会における地域福祉活動の担い手として活躍している姿を示す結果である。

福祉員活動経験年数との関係を見ると、活動経験の長い福祉員では、3年未満層と比較して、総じてそれぞれの活動等に参加している割合が高くなっていることがわかる。一方、3年未満層では「地域の行事への参加協力」(51.4%)が最も多く、「訪問活動」、「ふれあい・いきいきサロン活動」が続いている。経験年数の長い福祉員と比較して、全体に占める割合自体は低いのであるが、「社協の広報誌等の配布」、「社協会費の徴収」などの割合も大きくなっている。様々な活動のなかで、地域の行事への参加協力についてみると、活動経験3年未満では5割程度(51.4%)であったが、3年以上6年未満で6割(59.3%)、6年以上では7割を超える(74.1%)結果となった。福祉員活動を継続することによって、地域との関係が深まり、様々な活動への参加につながっていくことを推測させる結果である。こうした様々な活動に協力することは、福祉員にとって負担となる面もあるかもしれないが、地域社会の様々な組織や集団との関係が図られることは、福祉員活動を行う際に大きな支えにもなると思われる。

問3 あなたが、これまで行なってきた見守りの対象者はどのような方ですか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。

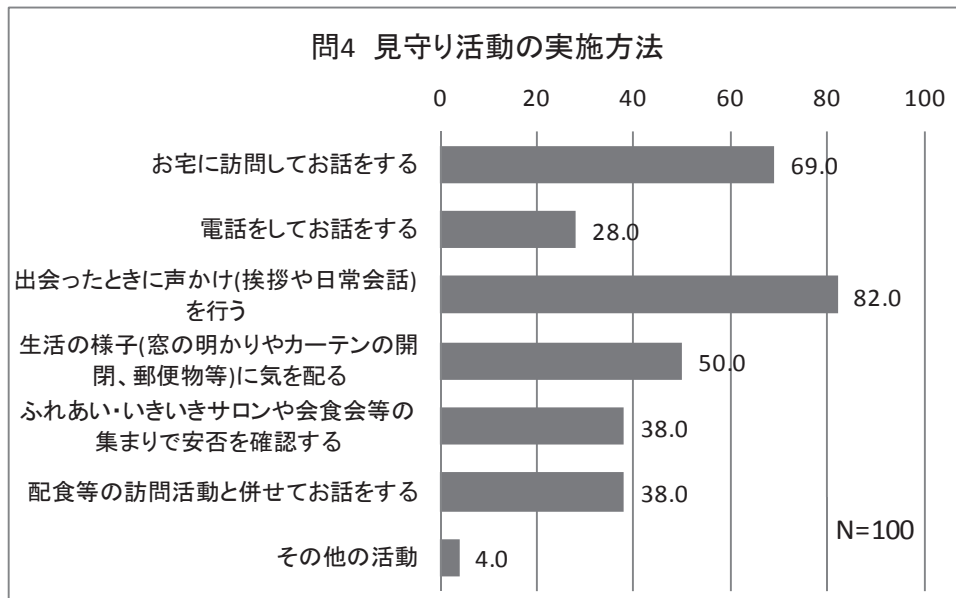


これまでに行ってきた見守り活動の対象者としては、「高齢者」(99.0%)が圧倒的に多く、「登下校中の児童(小学生～高校生)」(18.6%)、「障がい者世帯」(7.8%)などは、わずかな割合となった。

地域の高齢化を反映して、高齢者に対する見守り活動が広く取り組まれている結果であるが、登下校時の児童の見守り、障がい者世帯への見守り活動の取り組みは、地域社会に大きな安心感をもたらしている。見守り活動の対象者の広がりや地域社会の実態に応じて検討することも今後の課題であろう。

【問3で「1 高齢者」に○を付けられた方におたずねします。】

問4 あなたが、(福祉員として) 行っている高齢者に対する見守り活動は、どのような方法で行っていますか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。

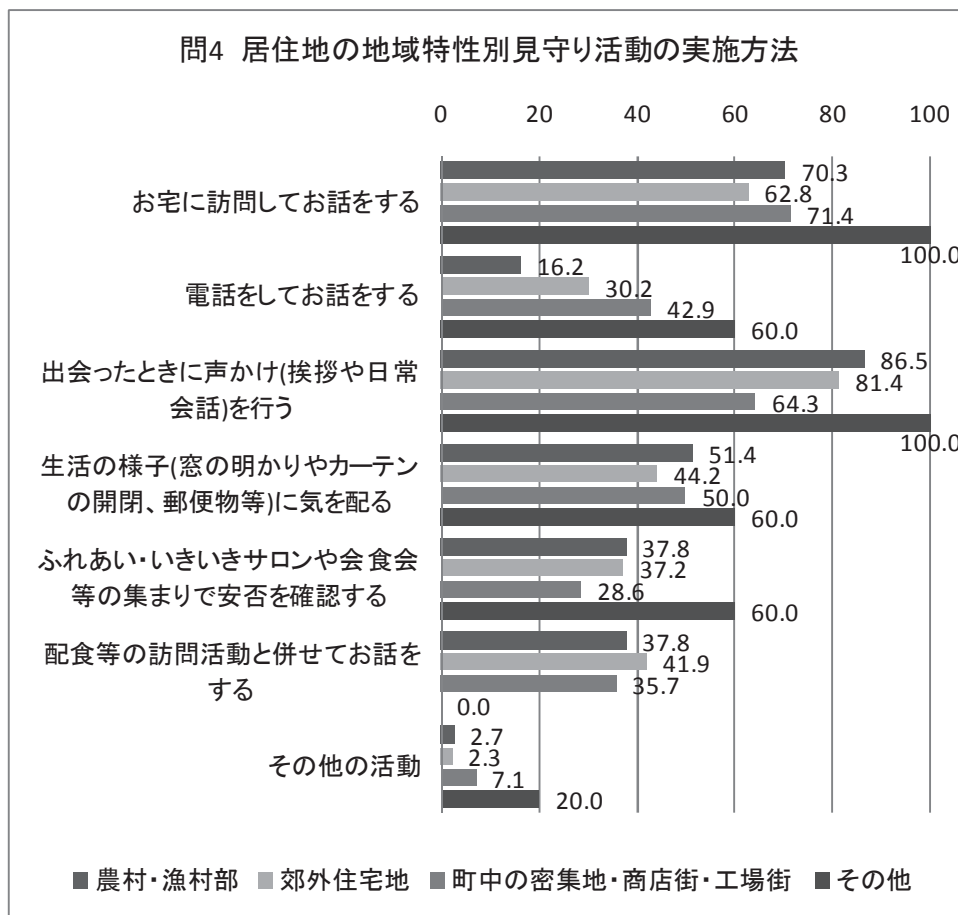


実際にどのような方法で見守りを行っているかについて確認したところ、「出会ったときに声かけ(挨拶や日常会話)を行う」が8割超(82.0%)で最も多く、次いで「お宅に訪問してお話をする」(69.0%)、「生活の様子(窓の明かりやカーテンの開閉、郵便物等)に気を配る」(50.0%)などが多くの支持を集める結果となった。

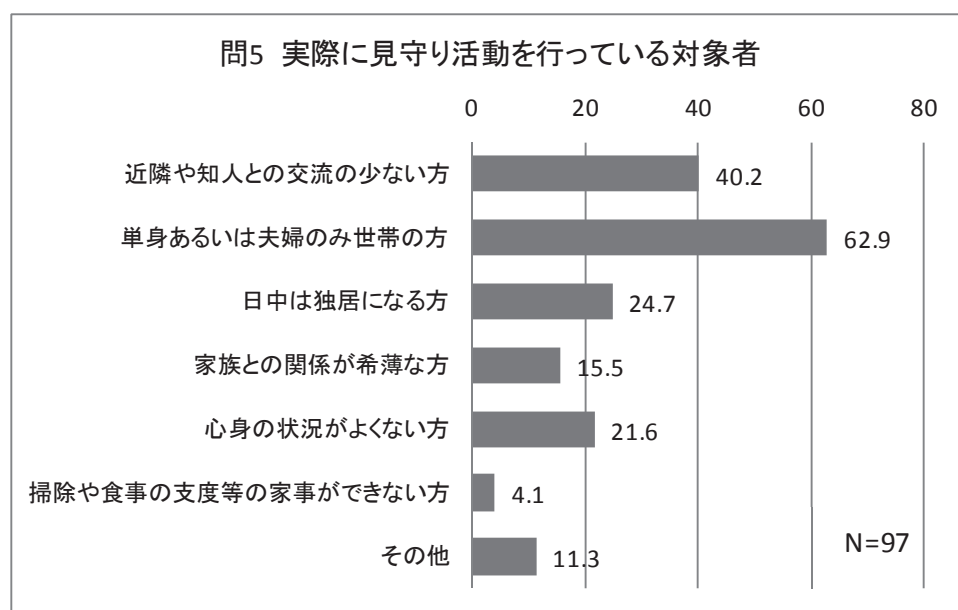
電話による見守りの割合はやや少ないが、出会った際に声をかける、訪問してお話しをするといった福祉員が能動的に対象者に働きかける活動が中心であり、ふれあい・いきいきサロン活動や会食などの機会を捉えて行う活動は、見守り活動としてはあまり意識されていないことをうかがわせている。しかし、厚みのある見守り活動を実現するためには、多様な機会を見守り活動として位置付けていくこともさらに考えられて良いと思われる。

また、居住地別にみると、居住地の特性によって実施方法に差があることがわかる。例えば、訪問してお話しをすることは、地域特性による差異はほとんど認められないが、出会った際に声をかけることは、農村・漁村部では9割(86.5%)に迫るが、町中の密集地・商店街・工場街といった都市地域では、その割合が6割強(64.3%)となっている。一方で、電話による見守り活動は、農村・漁村部と比較して、町中の密集地・商店街・工場街の方がその割合が高くなっている。

見守り活動の方法は、地域のおかれている状況によっても多様であるが、こうした相違を十分に理解して多様な見守り活動の方法が検討されていく必要がある。



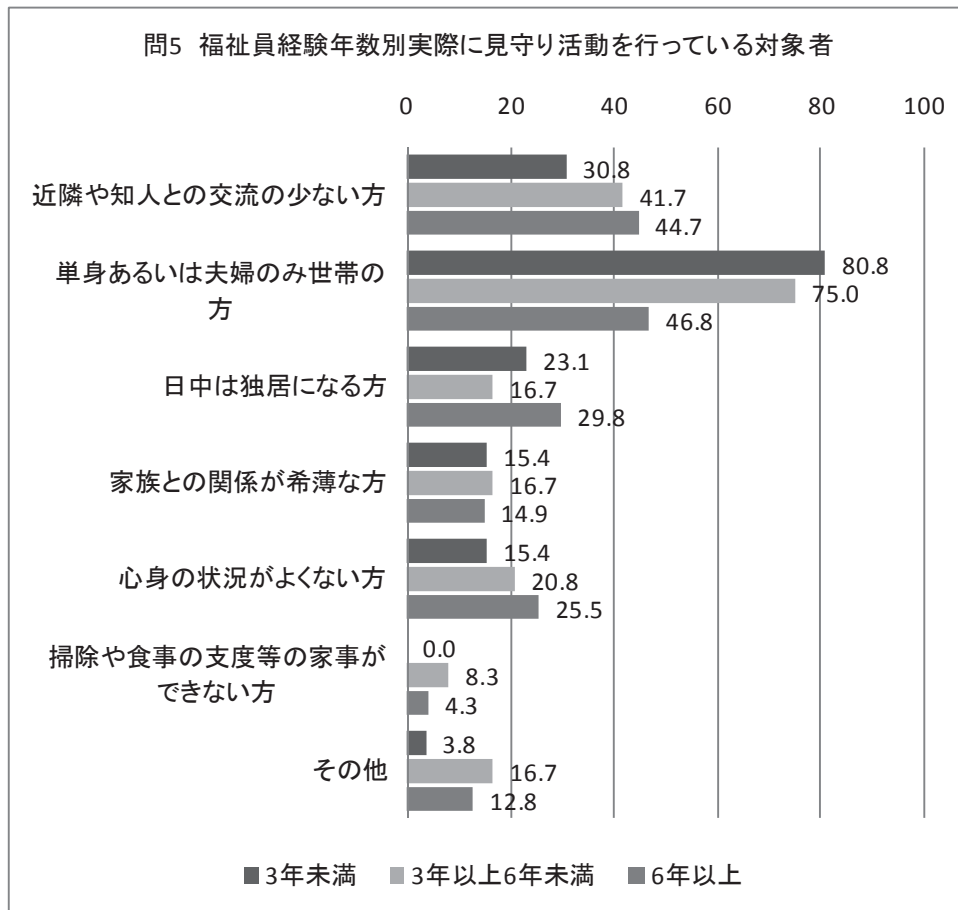
問5 あなたが、実際に見守り活動を行っている対象者はどのような方ですか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。



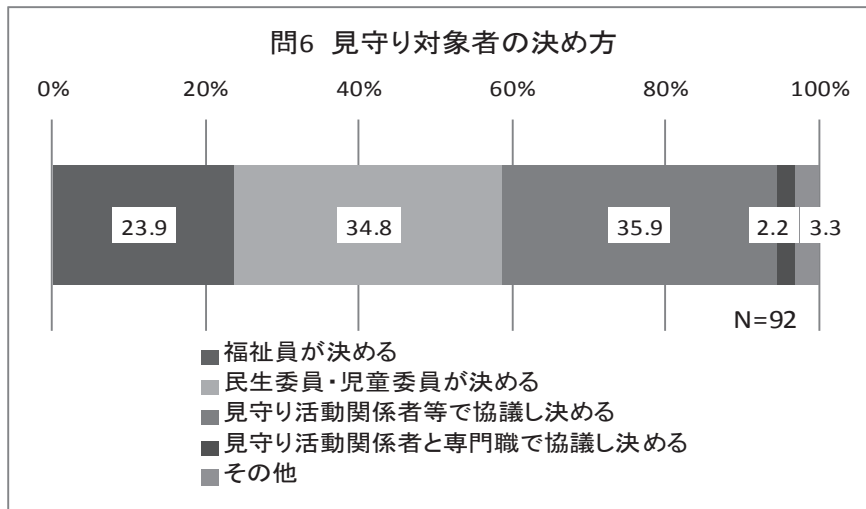
実際の見守り活動の対象者は、「単身あるいは夫婦のみ世帯の方」が6割強(62.9%)となり、次いで「近隣や知人との交流の少ない方」(40.2%)、「日中は独居になる方」(24.7%)、「心身の状況がよくない方」(21.6%)の順であった。

本調査では「単身あるいは夫婦のみ世帯の方」という選択肢を用いたが、実際の見守り活動の対象者の多くは、単身高齢者世帯ではないかと思われる。単身世帯と並んで夫婦のみ世帯も増加しつつあるなかで、夫婦のみ世帯を見守り活動の対象とすることも十分に考える必要がある。

活動経験年数別にみると、3年未満層は「単身あるいは夫婦のみ世帯の方」が8割（80.8%）に達し、次いで「近隣や知人との交流の少ない方」（30.8%）、「日中は独居になる方」（23.1%）となり、主に単身世帯（や夫婦のみ世帯）に対する見守り活動が中心となっている。しかし、活動経験が長くなると、例えば「近隣や知人との交流の少ない方」、「心身の状況がよくない方」も見守り活動の対象として捉えていく傾向が認められる。つまり、福祉員としての経験を重ねることによって地域社会の状況がよく把握できるようになり、近隣との交流の少ない孤立している人、目立たないけれども心身の状態が優れない人といった潜在的な対象者にも見守り活動が必要であることに気づく機会が増えてくるのではないかということである。福祉員の任期を考える際に、なにがしかの手がかりとなる結果である。



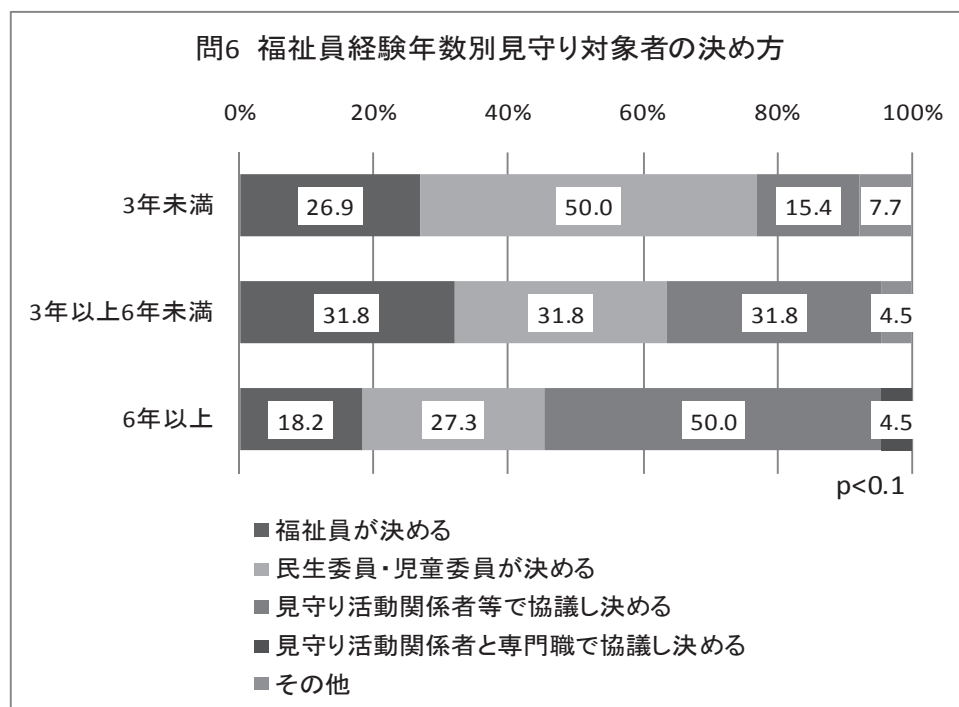
問6 あなたの地域では、見守りが必要な対象者をどのような形で決定していますか。次の中からもっとも多い方法について当てはまる番号ひとつに○をつけてください。



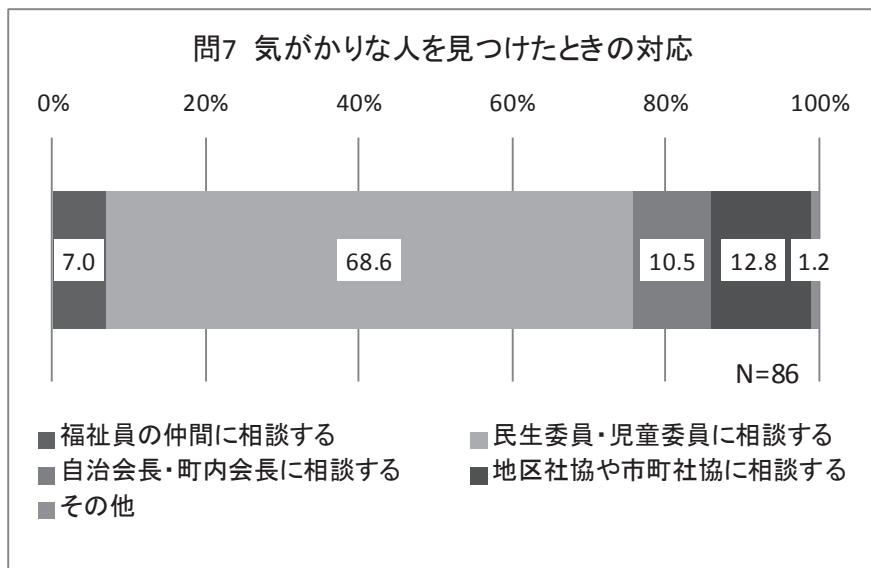
見守り活動の対象者をどのように決定しているかについては、「見守り活動関係者等で協議し決める」(35.9%)、「民生委員・児童委員が決める」(34.8%)がそれぞれ3分の1ほどとなり、「福祉員が決める」(23.9%)は2割強、「見守り活動関係者と専門職で協議し決める」はほとんど認められなかった(2.2%)。

福祉員あるいは民生委員・児童委員が「単独」で対象者を決定する単独型が約6割(23.9%+34.8%=58.7%)、活動関係者の「協議」によって決定される協議型が4割弱(35.9%+2.2%=38.1%)であった。

活動経験年数別にみると、協議型は3年未満では2割弱(15.4%)であるが、3年以上6年未満では3割(31.8%)、6年以上(50.0%+4.5%=54.5%)となり、活動経験が長い福祉員でその割合が高くなっている。先に経験年数が高い福祉員では対象者の幅が広がることを示したが、その結果として、活動関係者との協議が必要となることの反映ではないかと推測される。



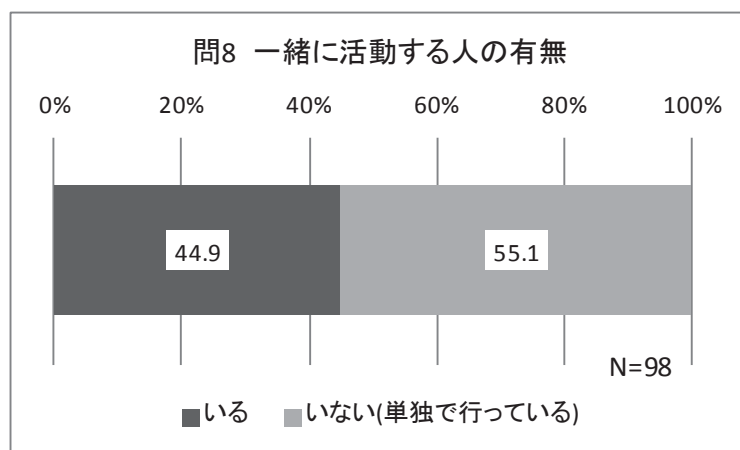
問7 あなたが活動を行う中で、新たに気がかりな人（見守りが必要と考える対象者）を見つけたときに、どのように対応されますか。次の中から、もっとも多い方法について当てはまる番号ひとつに○をつけてください。



福祉員としての活動を行う中で、気がかりな人を見つけたときの対処としては、「民生委員・児童委員に相談する」が7割近く（68.6%）で圧倒的に多かった。見守り活動における民生委員・児童委員の存在感の大きさを示す結果である。

割合としては小さいが「地区社協や市町社協に相談する」（12.8%）、「自治会長・町内会長に相談する」（10.5%）が続いている。

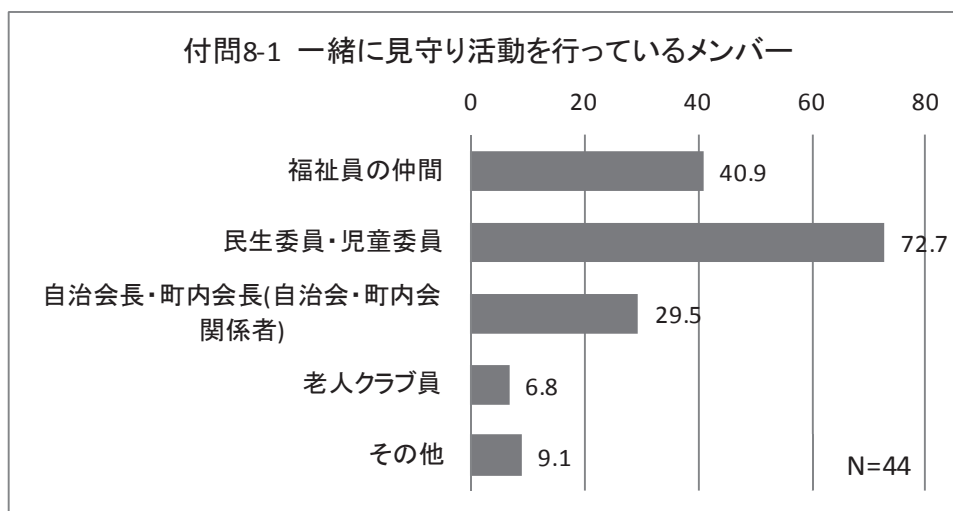
問8 あなたが、（福祉員として）見守り活動を行うとき、一緒に活動を行っている人はいますか。次の中から当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。



見守り活動を「単独で行っている」とした福祉員が半数をやや上回った（55.1%）。単独で活動する場合、何か問題が起こった際に戸惑う場合もあるのではなかろうか。単独で活動する場合であっても、民生委員・児童委員や地区社協などの関係者との情報交換を普段の活動のなかで行う仕組みを持つことが必要ではないかと思われる。なお、経験年数別、居住地の地域特性別の有意な差異は認められなかった。

問8で「1 いる」と回答された方におたずねします。

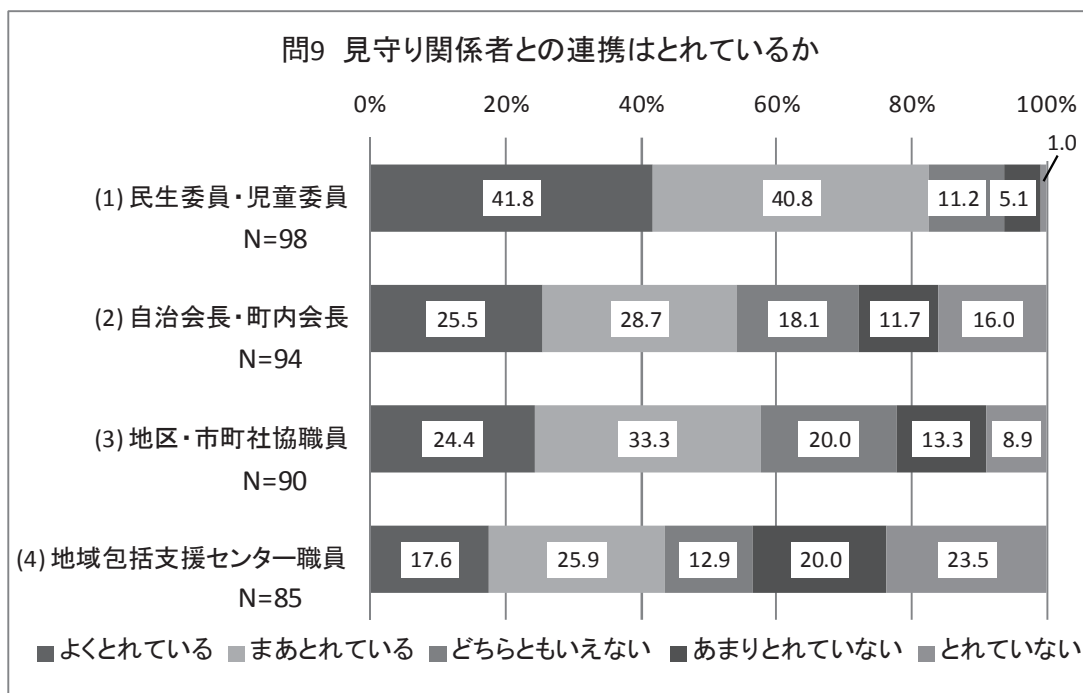
付問8-1 見守り活動で、一緒に見守り活動を行っているのはどのようなメンバーですか。
当てはまる番号すべてに○をつけてください。



見守り活動を一緒に行っているメンバーとしては、「民生委員・児童委員」が7割超（72.7%）で最も多く、次いで「福祉員の仲間」（40.9%）、「自治会長・町内会長（自治会・町内会関係者）」（29.5%）という結果であった。

問7で、新たに気がかりな人を見つけた場合の対応として、民生委員・児童委員に相談する者の割合が7割に迫ることを示したが、ここでも、民生委員・児童委員の存在感の大きさが際立つ結果となった。

問9 あなたが見守り活動を行う上で、次の(1)～(4)の見守り関係者との連携はどのくらいとれていますか。それぞれの見守り活動関係者について、当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。



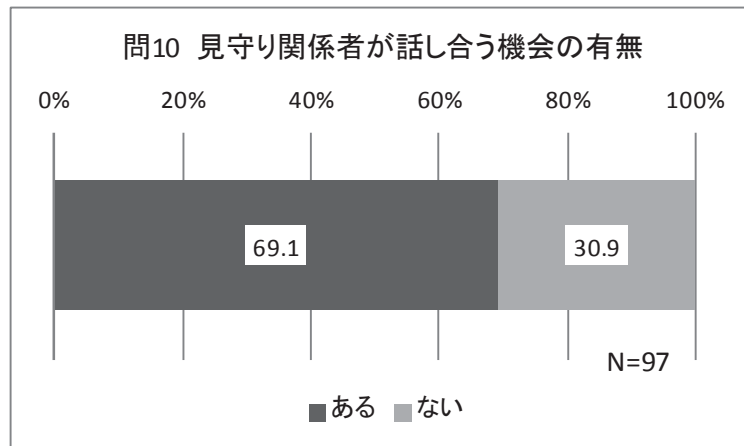
〈連携の度合いの判断基準〉

- 1 よくとれている → 常に見守り活動に関する情報を共有している
- 2 まあとれている → 問題が起こった際には、連絡をすることになっている
- 3 どちらともいえない → 出会うことがあれば、情報交換を行う
- 4 あまりとれていない → 出会っても見守り活動のことで情報交換したことはない
- 5 とれていない → 見守り活動以外のことも含めて、話したことがない

見守り活動関係者との連携について、「よくとれている」と「まあとれている」を合計した割合は、「民生委員・児童委員」が8割強（82.6%）、「地区・市町社協職員」が6割弱（57.7%）、「自治会長・町内会長」が5割強（54.2%）、「地域包括支援センター職員」が4割強（43.5%）という結果となった。

見守り活動を始めとして地域福祉活動においても大きな役割を担っている民生委員・児童委員との連携が図られているとする福祉員の割合が8割を超えている一方で、地域包括支援センター職員といった専門機関との連携については、図られているとする福祉員の割合が4割を超えているとはいえ、「とれていない」者の割合も2割（23.5%）を超えている。身近な民生委員・児童委員に対して、地域包括支援センターなどの専門機関は、福祉員にとってやや距離のある存在であることを示す結果ともいえる。福祉員と専門機関との関係形成のための機会（場）を持つための支援も求められていると思われる。

問10 あなたの地域では、定期的に見守り活動に関して関係者で話し合う機会がありますか。次の中から当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。



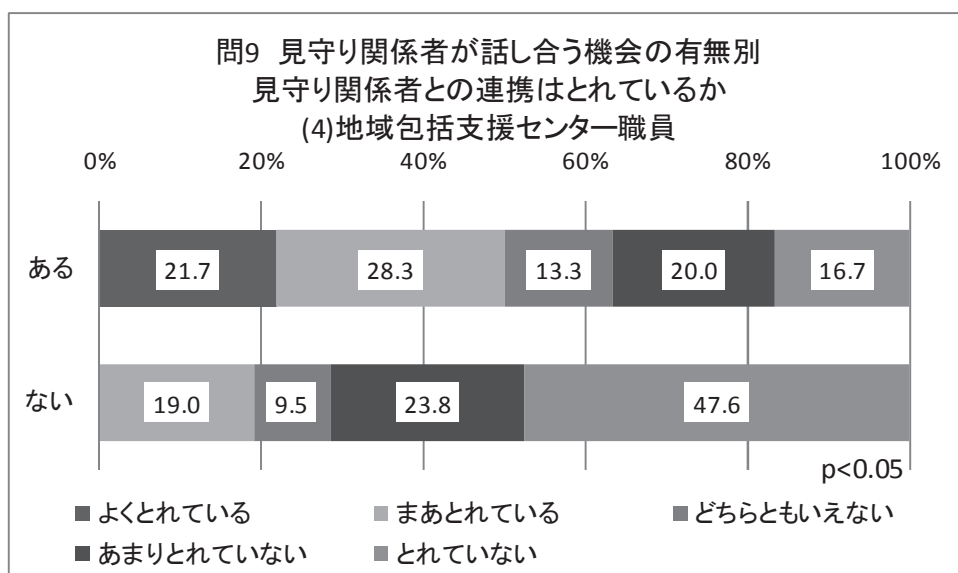
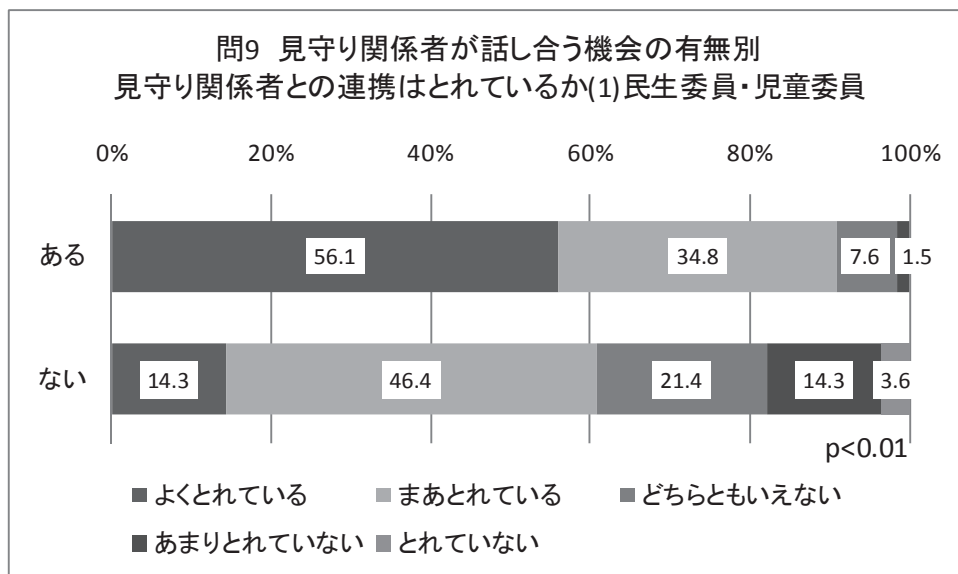
見守り活動関係者との定期的な話し合いの機会の有無をみると、「話し合う機会がある」が約7割 (69.1%) で「話し合う機会がない」 (30.9%) を大きく上回っている。

先に述べたように、単独で見守り活動を行っている福祉員は5割を超えていた (問8)。しかし、民生委員・児童委員を始めとする関係者との連携が図られている状況をみると (問9)、話し合いの機会を多くの福祉員が持っていることは当然かもしれないが、見守り活動が関係者間の話し合いに基づいて行われていることは大切な点であると思われる。

ここで、話し合いの機会の有無別に、見守り活動関係者間の連携の状況 (問9) との関係をみると、話し合いの機会がある福祉員の方が、民生委員・児童委員との連携が取れているとする割合がかなり高くなっていることがわかる。「よくとれている」という自己評価についていえば、話し合いの機会が「ある」者では6割 (56.1%) に迫っているのに対して、「ない」者は1割強 (14.3%) に留まっている。また、専門機関との連携がやや弱いことを指摘したが、地域包括支援センターとの連携が「よくとれている」とする割合も、話し合いの機会が「ある」者では2割 (21.7%) であるのに対して、「ない」者では、そうした自己評価はなく (0.0%)、逆に「とれていない」とする者の割合が5割 (47.6%) に迫っている。

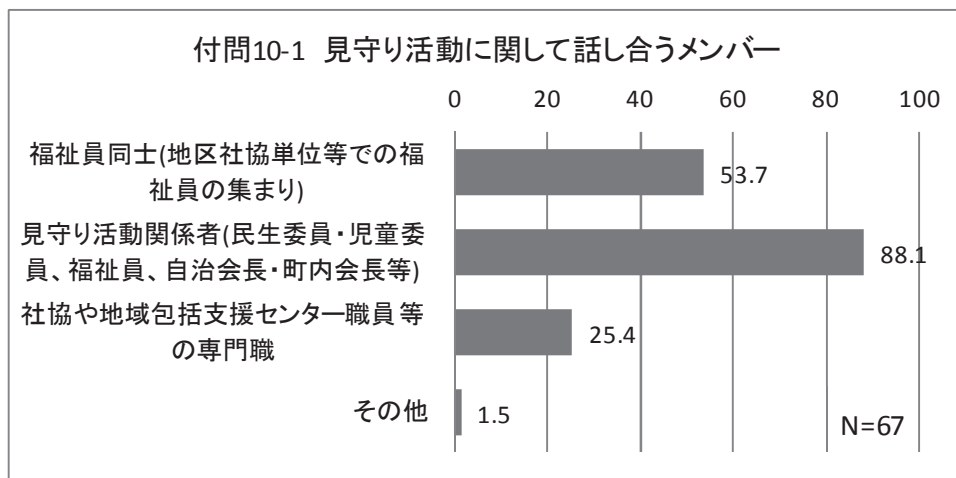
連携が図られているから話し合いが可能となるのか、話し合いを通じて連携が図られてきたのかは判断できないが、いずれにせよ、話し合いの機会が関係者間との連携に影響を及ぼしていることは確認できる。

なお、話し合いの機会の有無と、居住地の地域特性、福祉員活動経験年数との間には有意差は認められなかった。農村地域、都市地域にかかわらず、また経験年数の長短にもよらず、話し合いは行われているということである。



問 10 で「1 ある」と回答された方におたずねします。

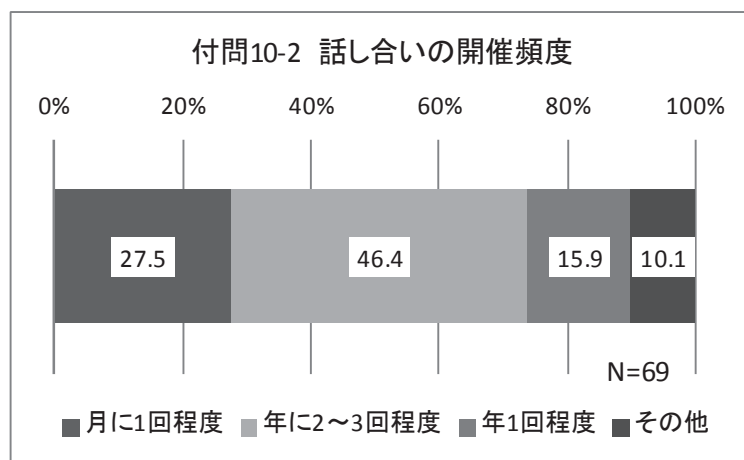
付問 10-1 見守り活動に関して関係者で話し合うメンバーは、どのようなメンバーですか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。



問 10 で話し合う機会があるとした福祉員に対して話し合いのメンバーについて尋ねたところ、約 9 割が「見守り活動関係者（民生委員・児童委員、福祉員、自治会長・町内会長等）」（88.1%）、そして約 5 割が「福祉員同士（地区社協単位等での福祉員の集まり）」（53.7%）と話し合いの機会を設けているとの回答であった。

見守り活動を行う中で、見守り活動の実施が困難な事例をはじめ様々な問題に福祉員は直面するのではないかとと思われる。問題を福祉員だけで抱え込むのではなく、福祉員同士、民生委員・児童委員や自治会長・町内会長といった関係者と問題を共有し、解決に向けて話し合いを行うことは、福祉員の負担軽減や活動継続に必要であるとともに、何よりも見守り活動対象者の抱える課題の解決のためにも、きわめて大切な手続きではないかとと思われる。しかし、現状をみると社協や地域包括支援センター職員等の専門職との話し合いは十分に行われてはいないようである。

付問 10-2 見守り活動に関して関係者での話し合いの開催頻度はどのくらいですか。次の中から当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。



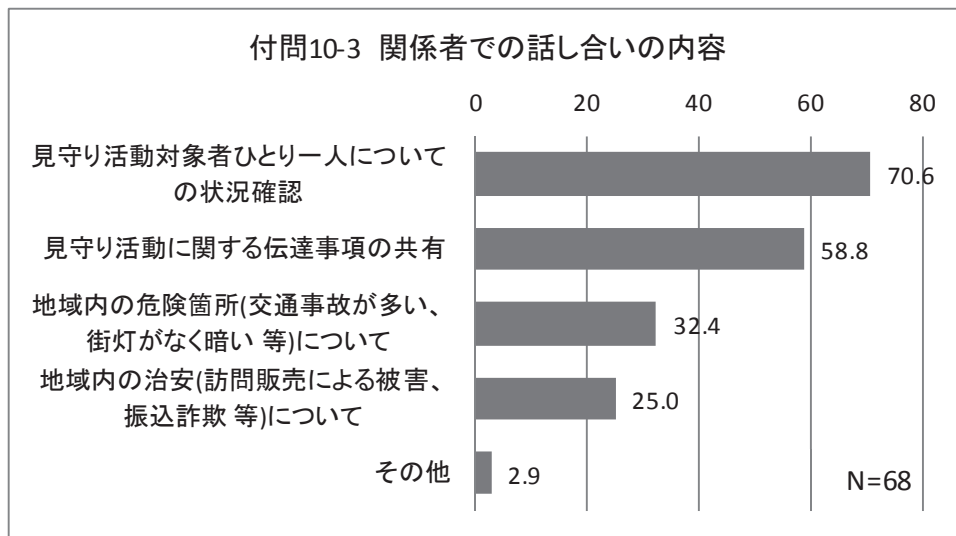
見守り活動関係者間の話し合いの頻度をみると、「年に 2～3 回程度」（46.4%）が最も多く、次いで「月に 1 回程度」（27.5%）、「年 1 回程度」（15.9%）の順となった。

月に 1 回程度、年に 2～3 回程度の割合を合計すると 7 割（73.9%）を超えており、ある程度の頻

度を持って話し合いが行われていることが示されている。

なお、話し合いの頻度と、居住地の地域特性、福祉員活動経験年数との間には有意差は認められなかった。

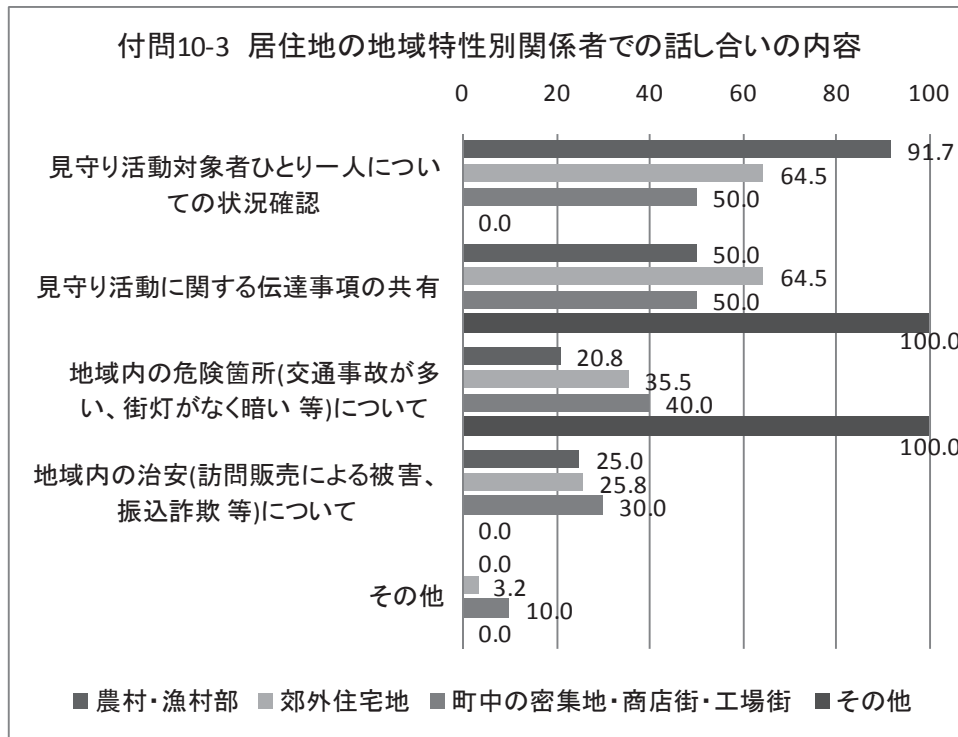
付問 10-3 見守り活動に関して関係者での話し合いはどのような内容を協議しますか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。



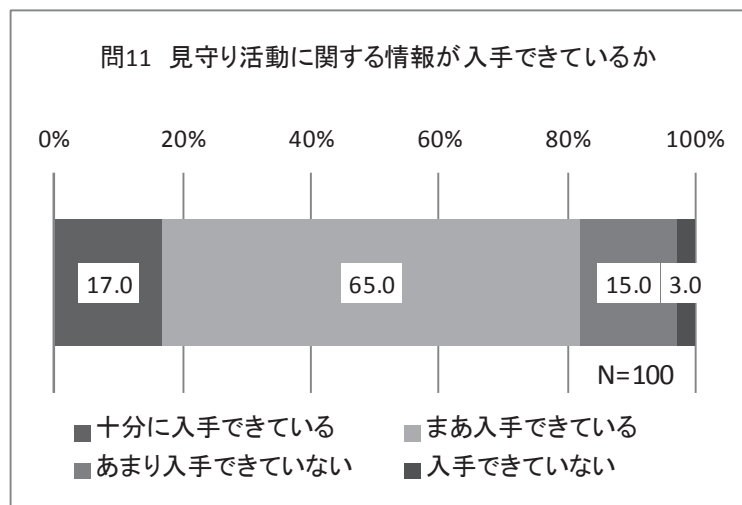
見守り活動関係者間での話し合いの内容としては、「見守り活動対象者ひとり一人についての状況確認」(70.6%)が最も多く、続いて「見守りの活動に関する伝達事項の共有」(58.8%)、「地域内の危険箇所(交通事故が多い、街灯がなく暗い等)について」(32.4%)などの順になった。

話し合いの頻度との関係を考えれば(付問 10-2)、もちろん話し合いが行われていること自体が重要ではあるが、その話し合いがどの程度実質的な意味を持つのかも考える必要がある。話し合いが月に1回程度行われれば、活動対象者に関するきめ細かい情報の共有やこれに基づいた検討も可能と思われるが、年に1回程度であればより深刻で大きな問題についての議論が中心になるではないか。どちらが望ましいかは、一概に決めることはできないが、ある程度の話し合いの頻度は必要ではないかと思われる。

また、居住地の地域特性との関係を見ると「見守り活動対象者ひとり一人についての状況確認」では、農村・漁村部では9割以上(91.7%)で行われていることと比較して、郊外住宅地(64.5%)、町中の密集地・商店街・工場街(50.0%)では、その割合が相対的に低くなっている。一方で、「地域内の危険箇所(交通事故が多い、街灯がなく暗い等)について」では、町中の密集地・商店街・工場街(40.0%)、郊外住宅地(35.5%)よりも、農村・漁村部(20.8%)の割合が低い。このように、居住地の地域特性によって、話し合いの内容が異なっている点にも注意が必要であろう。



問11 見守り活動を進める上であなたが必要と思われる情報は、入手できていますか。次の中から当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。

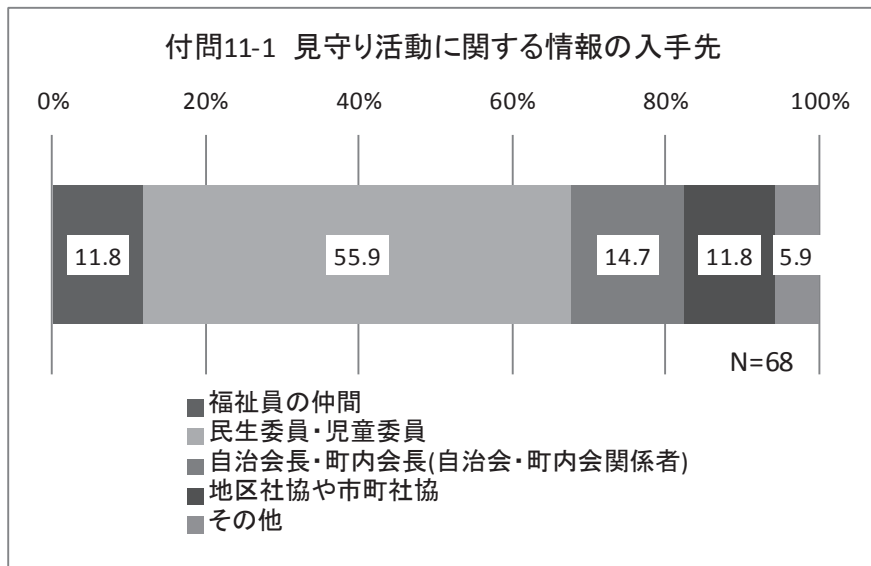


見守り活動を進める上で必要とする情報が「十分に入手できている」(17.0%)という回答は2割に満たないものの、「まあ入手できている」(65.0%)を合わせると8割以上(82.0%)にのぼる。一方で、入手が十分でないとする回答(「あまり入手できていない」と「入手できていない」との合計)は、2割弱(18.0%)であった。

見守り活動を進める上で必要とされる情報は、対象者に関する情報、見守り活動の進め方などの方法に関する情報、課題解決に必要な情報など、様々であるが、大半の福祉員がこうした情報を入手し得ていることが示されている。

なお、情報の入手状況と、居住地の地域特性、福祉員活動経験年数との間には有意差は認められなかった。

問 11 で「1 十分に入手できている」、「2 まあ入手できている」と回答された方におたずねします。
 付問 11-1 見守り活動に関する情報は誰から入手していますか。次の中からもっとも情報を得ている方の番号ひとつだけに○をつけてください。

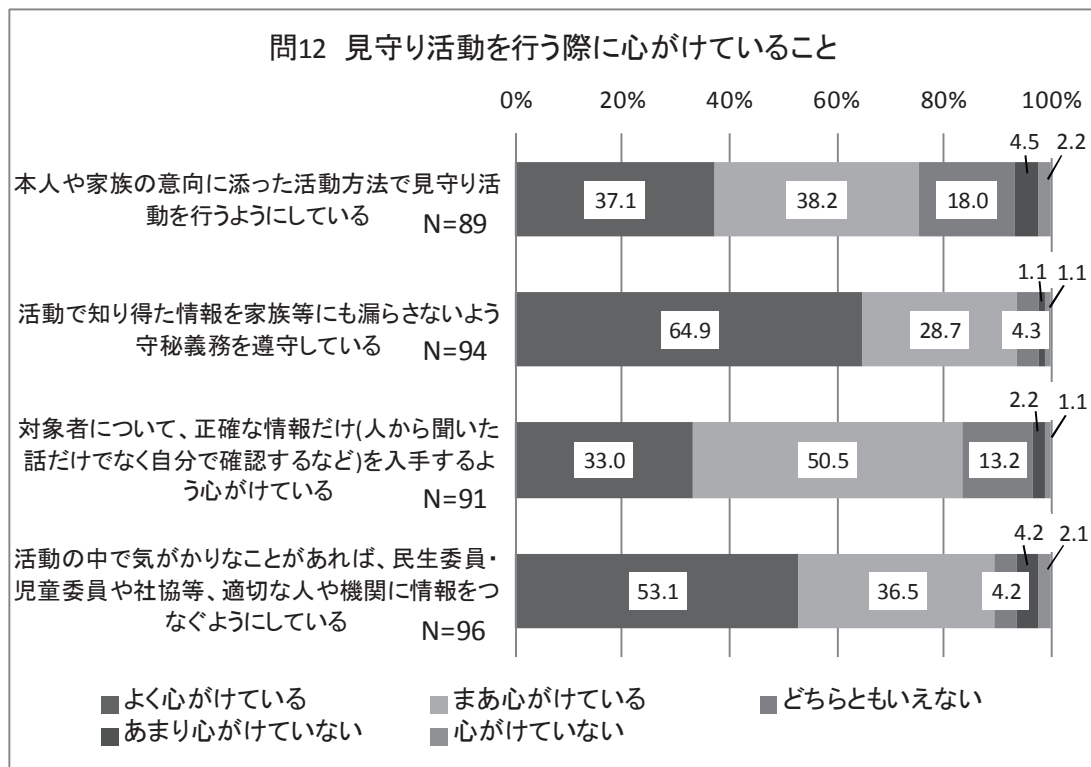


見守り活動を進める上で必要とする情報は、「民生委員・児童委員」から得ているとする者が過半数であった (55.9%)。また、さほど多くはないが「自治会長・町内会長 (自治会・町内会関係者)」(14.7%)、「福祉員の仲間」(11.8%)、「地区社協や市町社協」(11.8%) からの情報入手もあるようであった。

ここでも、民生委員・児童委員の存在感が大きいですが、見守り活動が身近な地域社会での取り組みであるため、地域社会の実状を把握している民生委員・児童委員から情報を得ることが必要であることを示している。

なお、情報の入手状況と、居住地の地域特性、福祉員活動経験年数との間には有意差は認められなかった。

問12 あなたが、(福祉員として) 見守り活動を行う際に次の事柄について、どのようにされていますか。それぞれの項目について、次の中から当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。

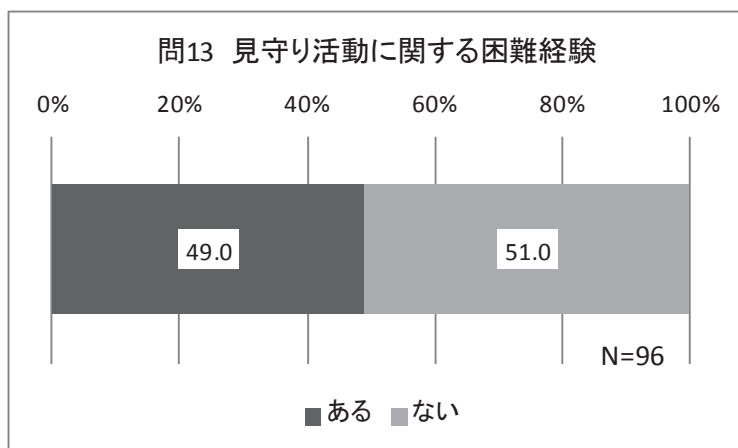


ほとんどの福祉員が見守り活動を行う際に心がけていることとして、「活動で知り得た情報を家族等にも漏らさないよう守秘義務を遵守している」(「よく心がけている」と「まあ心がけている」の合計93.6%)、また「活動の中で気がかりなことがあれば、民生委員・児童委員や社協等、適切な人や機関に情報をつなぐようにしている」(同89.6%)ことがわかった。

これに対して、見守り活動のなかで福祉員自身の判断が求められるような取り組みである「本人や家族の意向に添った活動方法で見守り活動を行うようにしている」、「対象者について、正確な情報だけ(人から聞いた話だけではなく自分で確認するなど)を入手するよう心がけている」では、「よく心がけている」の割合が比較的小さくなっており、十分に心がけられていないとする者の割合が高くなっている(「あまり心がけていない」と「心がけていない」の合計、前者が22.5%、後者が15.4%)。

このことは、福祉員が見守り活動に取り組むなかで、果たしてこの活動が対象者に受け入れられているのかどうか自信を持てずにいること、また、対象者の情報が正確かどうかをどのように判断すれば良いのか迷っていること、などを示していると思われる。こうした福祉員の「不安」に応えるための支援のあり方が検討される必要がある。

問 13 あなたが、(福祉員として) 見守り活動を行う上で、活動がしづらいなど困ったり、悩んだりしたことはありますか。次の中から当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。

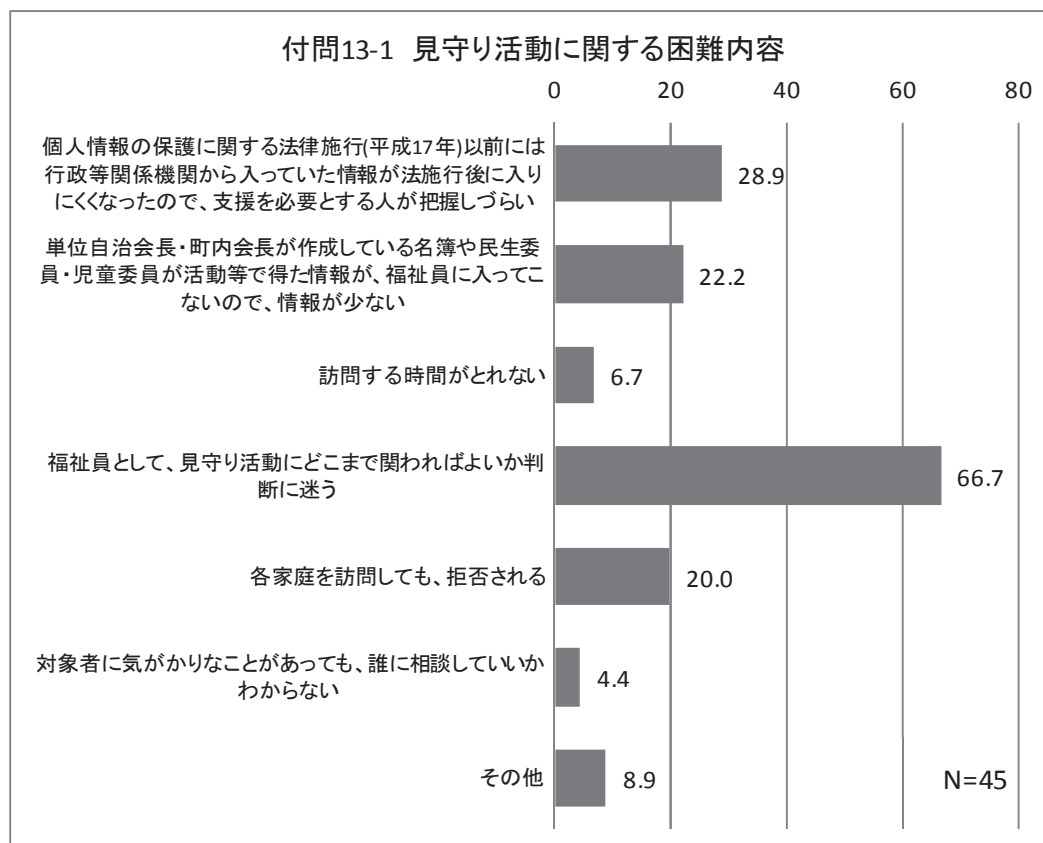


見守り活動のなかで困難を感じた経験があるかどうかを確認したところ、「ある」(49.0%)、「ない」(51.0%) それぞれがほぼ半数で拮抗していた。

困難な状況を経験した福祉員が約半数存在しているが、困難経験の有無と、居住地の地域特性、福祉員活動経験年数との間には有意差は認められなかった。

問 13 で「1 ある」と回答された方におたずねします。

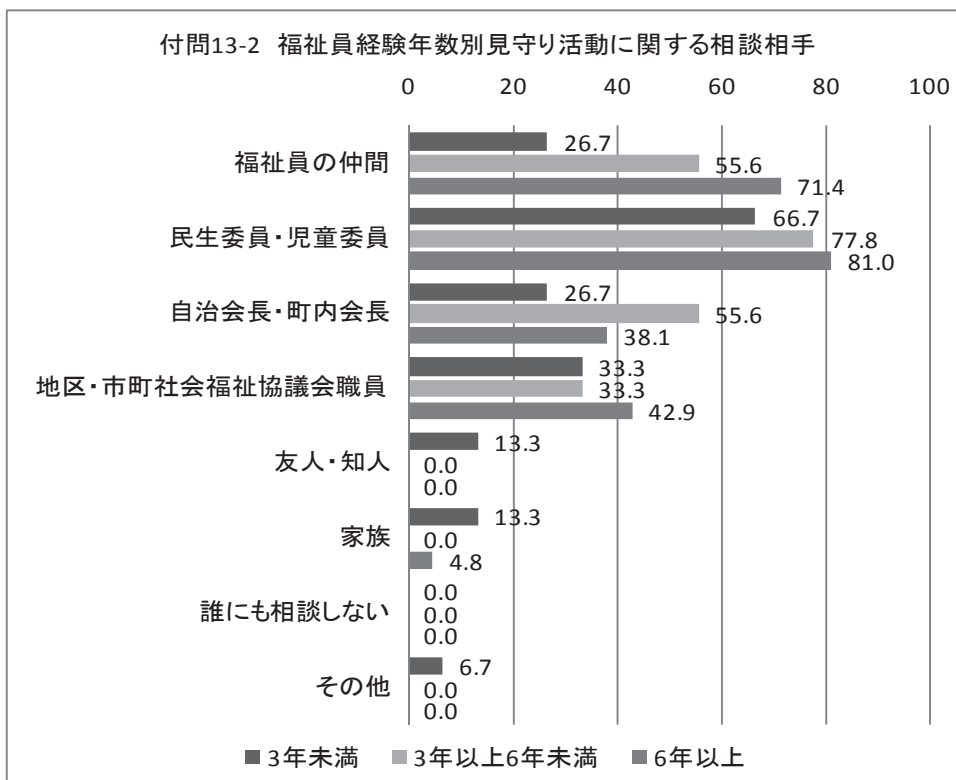
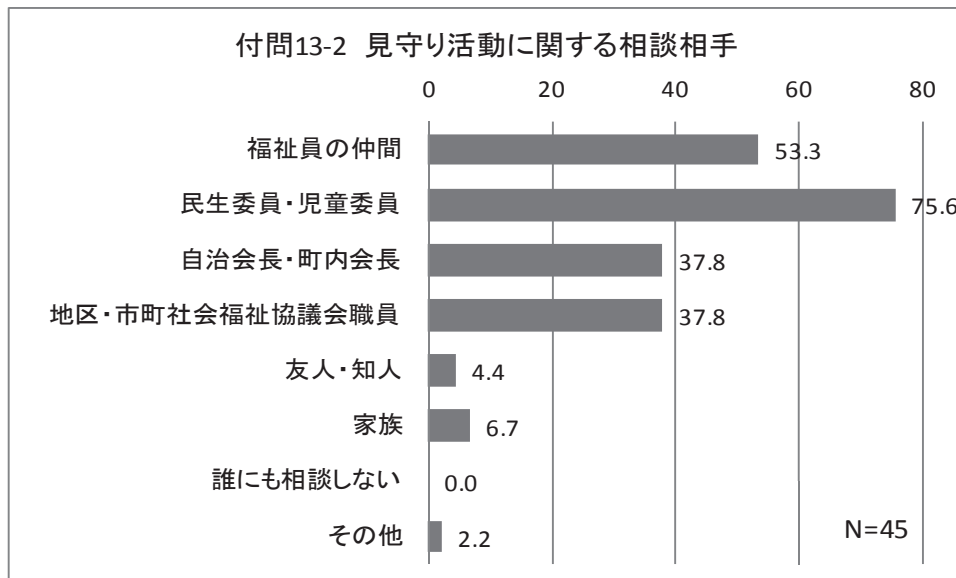
付問 13-1 見守り活動に関することで、困ったり、悩んだりするのはどのようなことですか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。



見守り活動のなかで困難を感じたことのある福祉員にその内容を問うたところ、3分の2の者が

「福祉員として、見守り活動にどこまで関わればよいか判断に迷う」（66.7%）と回答している。その他、「個人情報の保護に関する法律施行（平成17年）以前には行政等関係機関から入っていた情報が法施行後に入りにくくなったので、支援を必要とする人が把握しづらい」（28.9%）、「単位自治会長・町内会長が作成している名簿や民生委員・児童委員が活動等で得た情報が、福祉員に入っていないので、情報が少ない」（22.2%）、「各家庭を訪問しても、拒否される」（20.0%）なども続いているが、多くの福祉員が、福祉員としての見守り活動でどこまで関わるのか戸惑っているという実態が示されている。

付問13-2 見守り活動に関することで、困ったり、悩んだりしたときに誰に相談しますか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。



約半数の福祉員が活動中に困難を感じた経験をもっていたが、そうした際に相談する相手として最も多かったのは「民生委員・児童委員」(75.6%)、次いで「福祉員の仲間」(53.3%)、そして「自治会長・町内会長」(37.8%)、「地区・市町社会福祉協議会職員」(37.8%)の順になった。

ここまで繰り返し指摘してきたことではあるが、福祉員が活動を行う場合には、様々な場面で民生委員・児童委員との連携が必要となり、両者の関係がうまく取り持たれているかどうか大きな焦点になる。本調査結果では、困った時、悩みを抱えた時に相談できる相手として、多くの福祉員が民生委員・児童委員を挙げているが、このことは、両者の関係がひとまず形成されていることを推測させる結果として捉えてよいであろう。

また、活動経験年数別にみると、活動経験が長くなると、民生委員・児童委員だけではなく、福祉員の仲間、自治会長・町内会長といった様々な関係者に相談しているとする者の割合が増える傾向にあることがわかる。一方で、3年未満層では、福祉員の仲間に相談することなどはやや難しいようである。活動経験の浅い福祉員の相談を受け止める機会を意識して持つことも見守り活動の関係者に求められているのかもしれない。

総括

以上、山口県内の福祉員による見守り活動の実態に関する調査結果を検討してきた。最後に、ごく簡単に、本調査から得られた知見を整理しておきたい。

まず最初に、本調査結果を利用する際の注意点を挙げておこう。本調査は「山口県内見守り活動に関する実態調査」とされているが、実際の調査対象者は、山口県社会福祉協議会が山口県内（東部地区、中部地区、西部地区の3カ所、詳細は1ページを参照）で実施した福祉員研修会に参加された福祉員の方々であり、どのような経緯で参加されたのかは不明である。希望者を広く募った場合もあるだろうし、割り当てでの参加の場合もあったと思われる。社会調査の目的は、母集団の状態を明らかにすることにあるが、今回の調査結果は、調査実施にあたっての予算的、時間的な制約があったとはいえ、厳密に言えば母集団である山口県内の福祉員全体の姿を正確に反映したものとはいえない。したがって、本調査の結果をそのまま山口県の福祉員による見守り活動の実態であるとするには慎重であった方がよい。しかし、これまで福祉員を対象とした見守り活動の実態調査は行われておらず、このような制約があるとはいえ、本調査は一定の意味をもつものと考えておきたい。

さて、本調査から得られた知見であるが、まず何よりも今回の調査対象の福祉員の9割近くが見守り活動の経験を持っていたことは、特筆されてよい。さらに、福祉員の経験年数が長くなると見守り活動の経験率も高くなっていた。また、見守り活動以外に地域行事へ積極的に参加するなど地域福祉の担い手として大きな存在となっていることが確認された。しかし、見守り活動の対象者は、そのほとんどが高齢者であったため、児童や障がい者に活動を広げることも地域に実態に応じて検討する必要がある。

見守り活動は、出会った際の声かけや訪問といった福祉員が対象者に働きかける形で行われており、ふれあい・いきいきサロンや配食活動などは、見守り活動の方法としてはあまり意識されていなかったが、こうした機会を積極的に活用することも必要である。また、単身あるいは夫婦のみ世帯や交流が少なく孤立している方が対象とされていたが、福祉員としての活動期間が長くなると、経験を重ねることによって地域の状況を把握しやすくなり、様々な課題を抱えている方も対象として捉えられる傾向にあった。

対象者は福祉員、民生委員・児童委員がそれぞれ単独で決定する場合（単独型）と活動関係者の協議による場合（協議型）があるが、単独型が協議型を上回っていた。実際の見守り活動は、福祉員単独で行われている場合が半数を上回ったが、一緒に活動を行うメンバーとしては、民生委員・児童委員が最も多く、次いで福祉員の仲間となった。見守り活動を進める際に必要な情報はある程度入手できているようであるが、入手先は、やはり民生委員・児童委員が中心であった。

また、活動のなかで、気がかりな人を見つけた場合にも、主に民生委員・児童委員に相談することによって対応されていた。さらに、困りごとや悩みを相談する相手としても民生委員・児童委員の存在は大きかった。このように、今回の調査対象福祉員による見守り活動にとって、民生委員・児童委員との関係がきわめて重要であることが明らかとなった。このため、民生委員・児童委員との連携は図られているが、地域包括支援センターなどの専門機関との連携は不十分であるとの認識が示された。

また、先に実際の活動を単独で行っている福祉員が少なくないことを指摘したが、一方で7割近くの福祉員が見守り活動関係者との話し合いの機会をもっていることも明らかとなった。当然の結果ともいえるが、話し合いの機会を持つ福祉員の方が、関係者との連携が図られていた。話し合いのメンバーは見守り活動関係者（民生委員・児童委員、福祉員、自治会長・町内会長）が中心であり、頻度は年に2～3回がもっとも多く、月に1回程度の話し合いも少なくない割合で行われていた。話し合いの内容は、対象者の状況確認、伝達事項の共有などであった。

見守り活動にあたって心がけていることとして、対象者のプライバシーを守ることや、活動のなかで気がかりな点に気づいた場合には適切に情報提供を行うことはほとんどの回答者が意識していたが、対象者に関する正確な情報を入手すること、対象者本人や家族の意向をふまえて見守り活動を行うことなどについては、比較的難しく思われていることも明らかとなった。

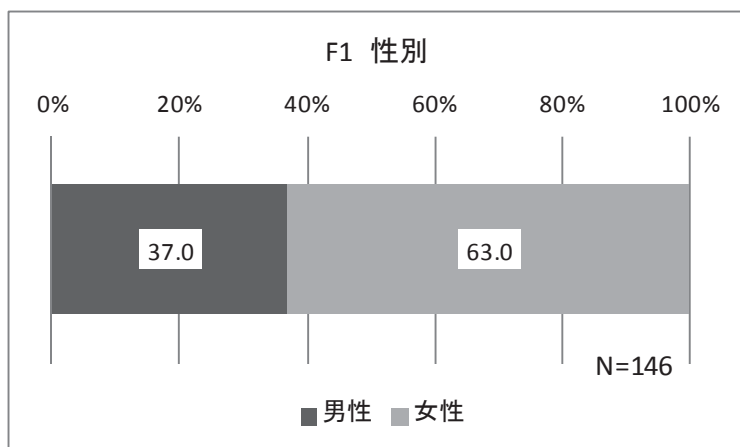
見守り活動に取り組むなかで、困難を感じた経験をもつ調査対象福祉員は約半数であり、活動をどこまで行えばよいか判断に迷っている姿が浮き彫りとなった。こうした戸惑いは、自由記述にも多く示されていたが、不安に応えるためには、まず活動関係者間での話し合いによって、問題を共有することが必要と思われる。また、活動経験の浅い福祉員にとっても、問題の共有機会は重要であろう。

以上、山口県の福祉員による見守り活動の現状の一端を示してきたが、活動の継続を図るためには、ひとり福祉員の熱意に期待するだけでなく、地域社会全体として見守り活動を支える体制を作り上げていくことがあらためていうまでもなく必要である。そのためには、見守り活動関係者による協議の場を持つことが手がかりとなるのではなかろうか。

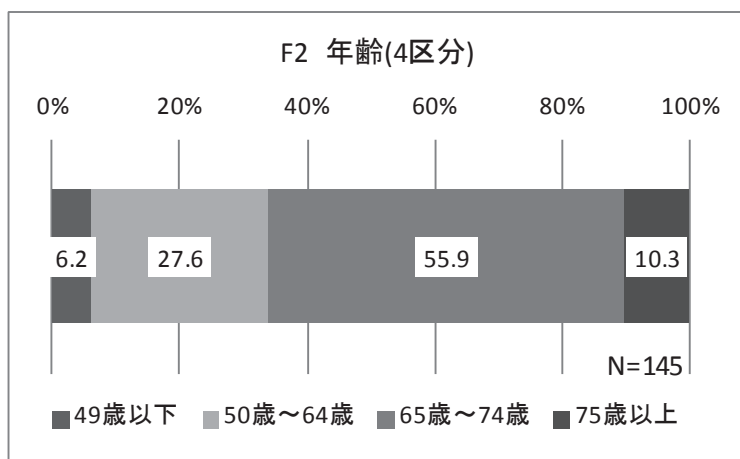
第2章 「見守り活動に関する実態調査」単純集計結果

【まず最初に、あなたご自身のことについておたずねします。】

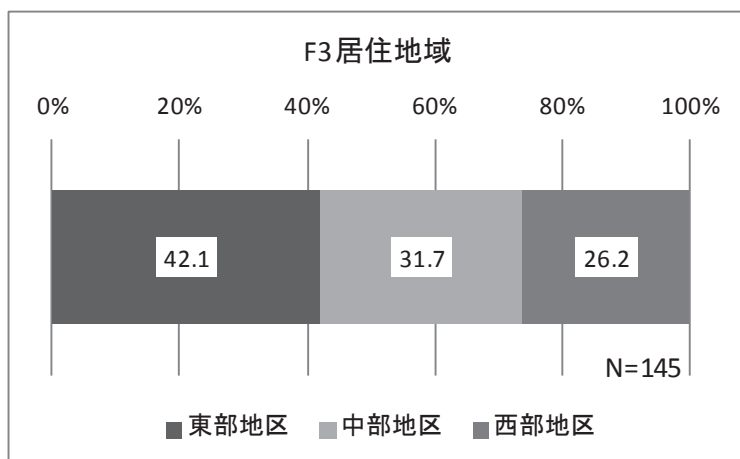
F1 あなたの性別はどちらですか。



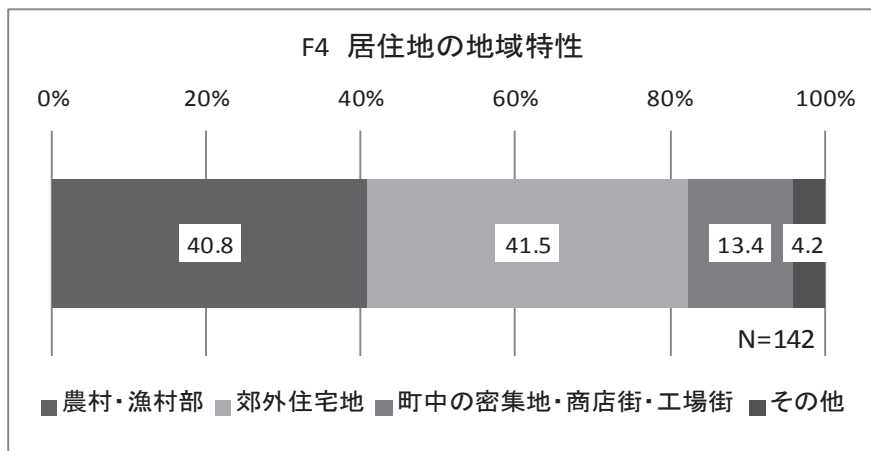
F2 あなたは、現在、おいくつですか。



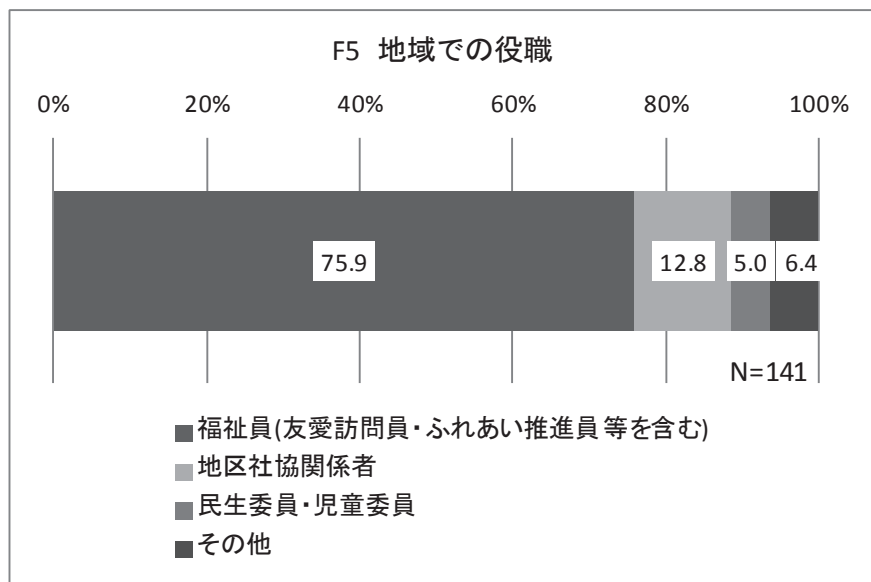
F3 あなたが現在お住まいの地域はどこですか。



F4 あなたの住んでおられるところは次のどれにあたりますか。
当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。



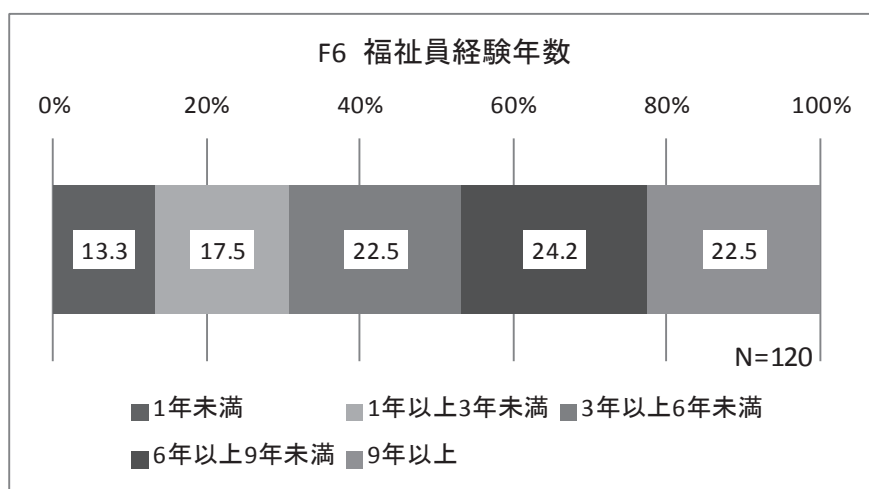
F5 あなたの地域での役職は、次のどれですか。当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。



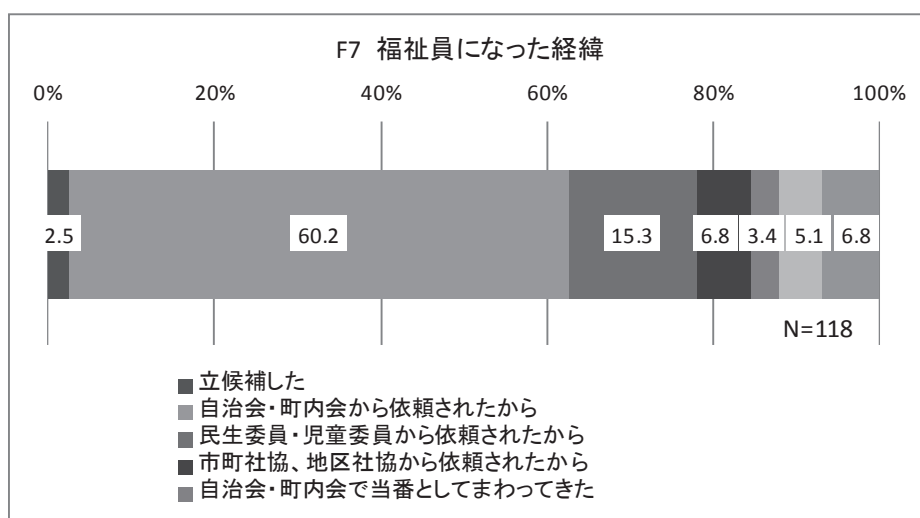
※これ以降の問いは、福祉員（友愛訪問員、ふれあい推進員等）が対象となります。
 ※現在もしくは過去に、福祉員の活動をされた経験のある方のみ、質問にご協力ください。
 その他の方は調査終了です。

※なお、調査票に記載している「福祉員」には、友愛訪問員、ふれあい推進員等を含みます。

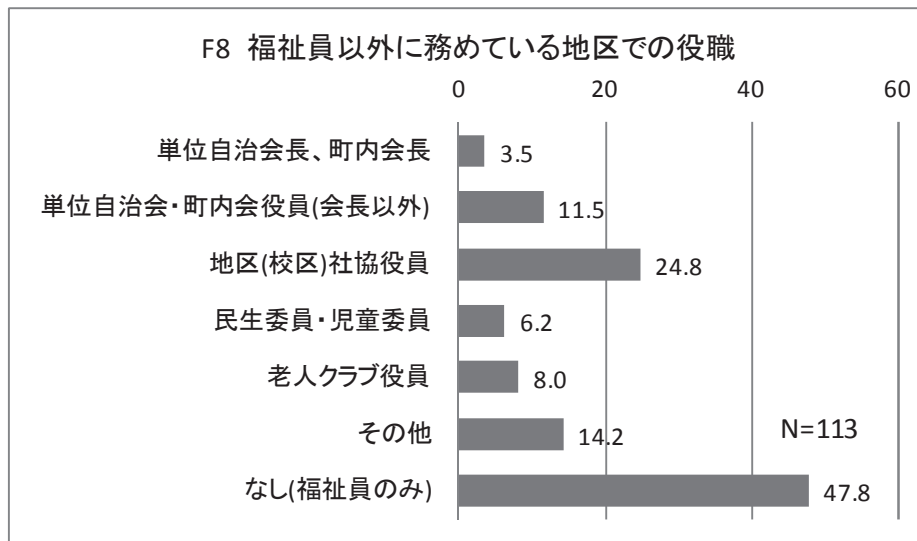
F6 あなたの福祉員の経験年数は、次のどれですか。当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。



F7 あなたが福祉員になった経緯は、次のどれですか。当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。

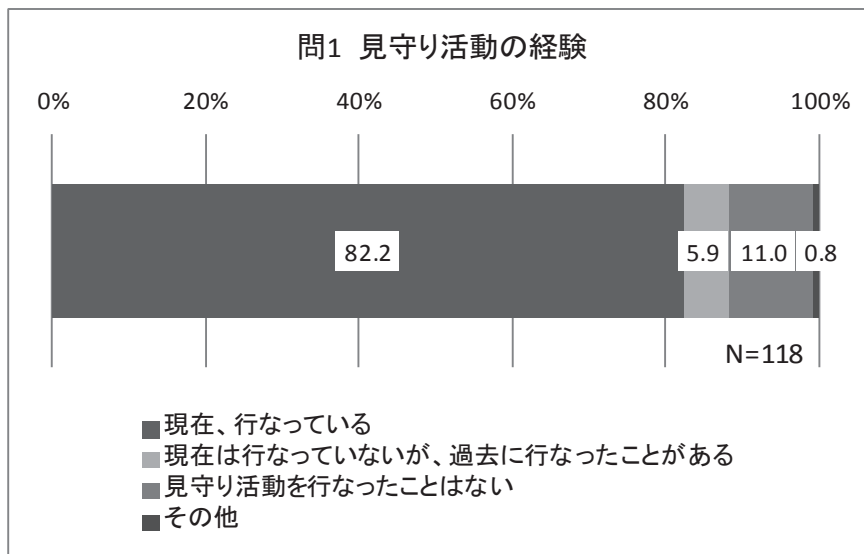


F8 あなたが、福祉員以外に務めている地区での役職はありますか。当てはまる番号全てに○をつけてください。

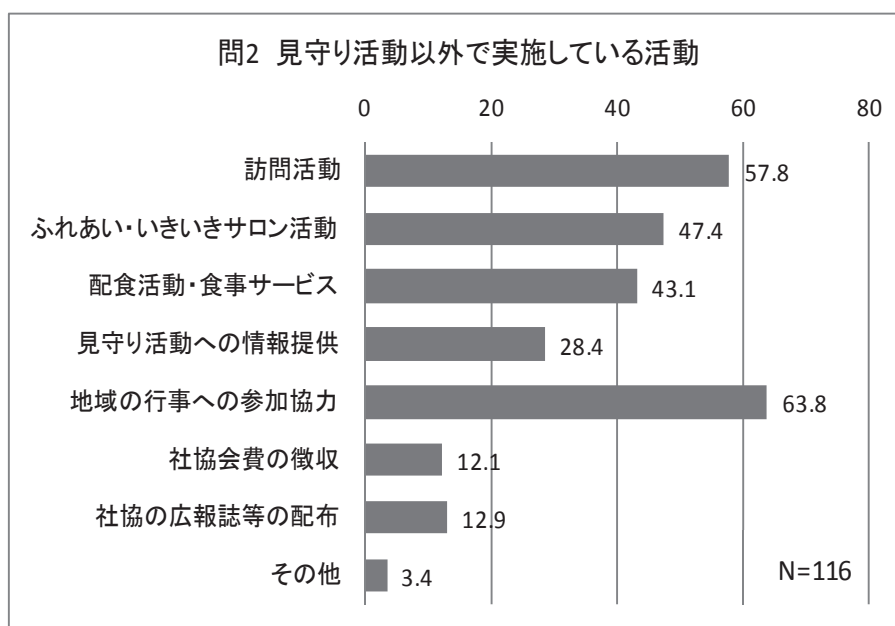


【見守り活動への参加についておたずねします。】

問1 あなた自身は、福祉員としてこれまで見守り活動を行ったことがありますか。
次の中から当てはまる番号ひとつに○をつけてください。

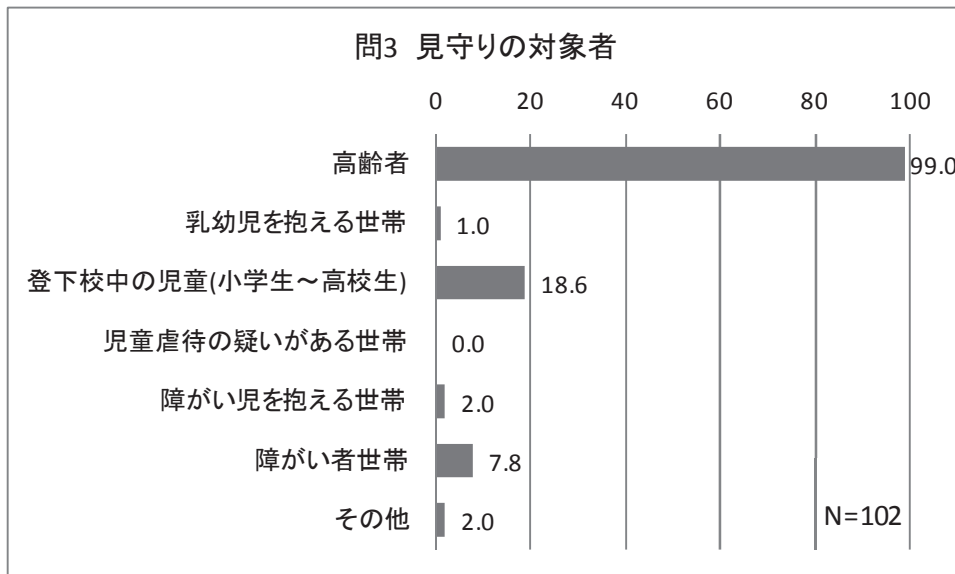


問2 見守り活動以外であなたが、福祉員として実施している活動（参加している活動や行事）はどのようなことですか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。



【問1で「3 見守り活動を行なったことはない」とした方は調査終了です。
他の方は、問3以降の質問へのご回答をお願いします。】

問3 あなたが、これまで行なってきた見守りの対象者はどのような方ですか。
次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。

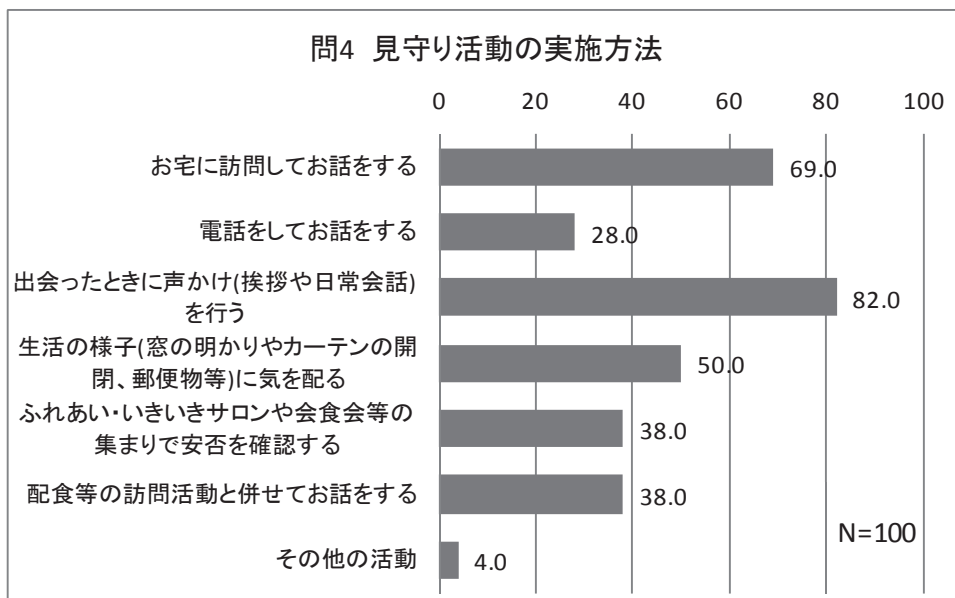


※「1 高齢者」に○を付けていない方は問9へお進みください。

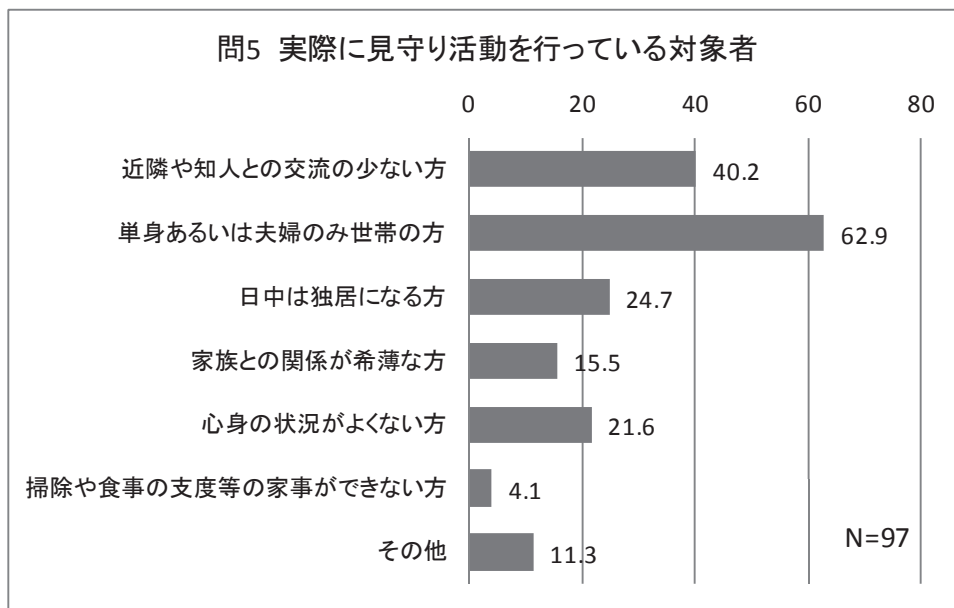
【問3で「1 高齢者」に○を付けられた方におたずねします。】

問4 あなたが、(福祉員として) 行っている高齢者に対する見守り活動は、どのような方法で行っていますか。

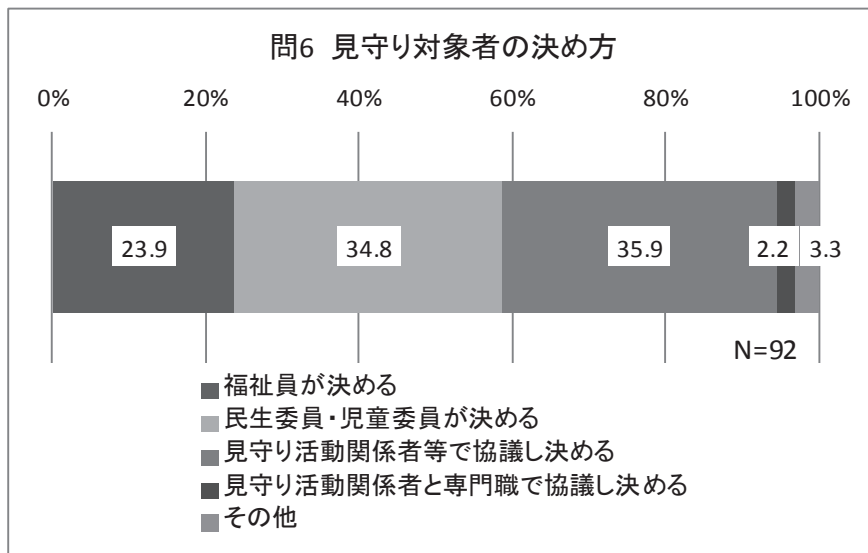
次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。



問5 あなたが、実際に見守り活動を行っている対象者はどのような方ですか。
次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。

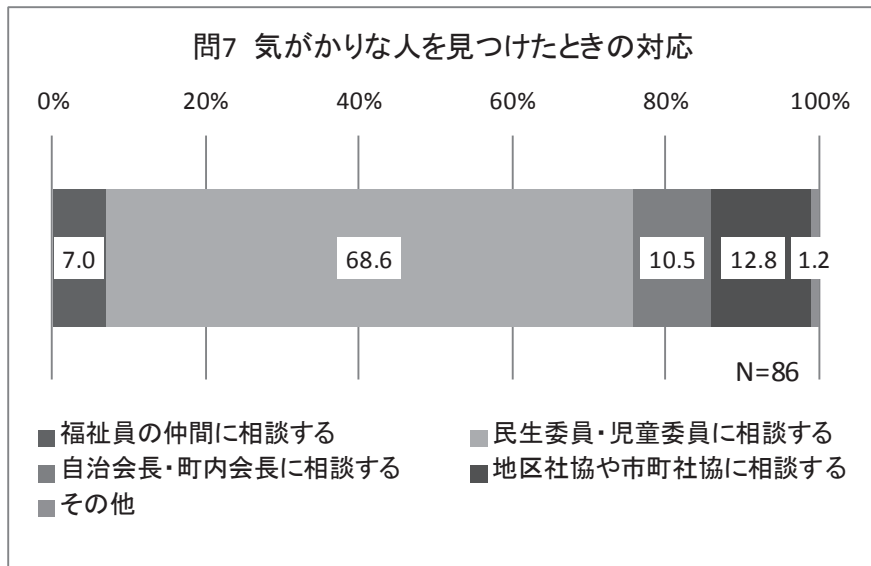


問6 あなたの地域では、見守りが必要な対象者をどのような形で決定していますか。
次の中からもっとも多い方法について当てはまる番号ひとつに○をつけてください。

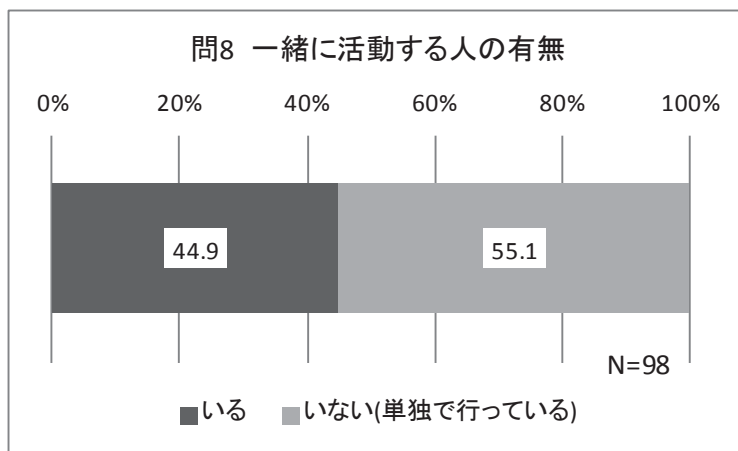


問7 あなたが活動を行う中で、新たに気がかりな人（見守りが必要と考える対象者）を見つけたときに、どのように対応されますか。

次の中から、もっとも多い方法について当てはまる番号ひとつに○をつけてください。

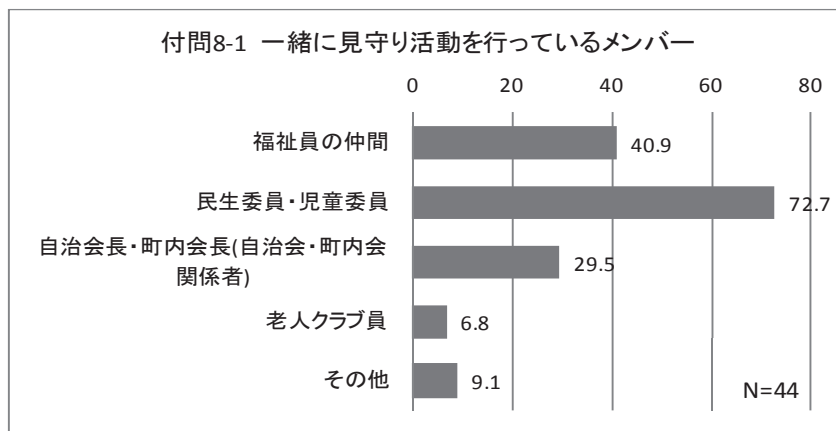


問8 あなたが、（福祉員として）見守り活動を行うとき、一緒に活動を行っている人はいますか。
次の中から当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。



問8で「1 いる」と回答された方におたずねします。

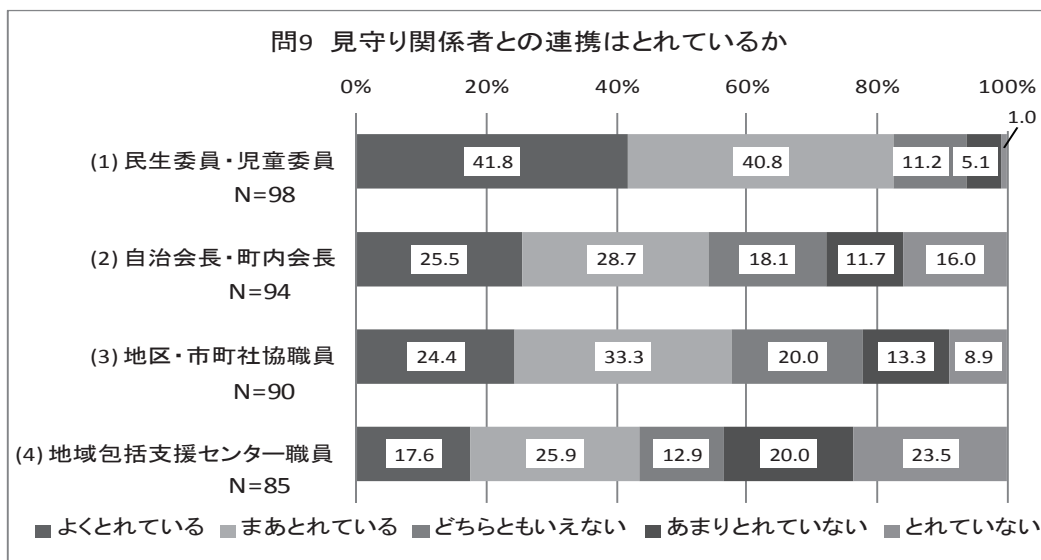
付問8-1 見守り活動で、一緒に見守り活動を行っているのはどのようなメンバーですか。
当てはまる番号すべてに○をつけてください。



【すべての方におたずねします。】

※以下の設問は、見守り活動が必要な対象者全て（高齢者や子ども等の対象者別でなく）を想定しお答えください。

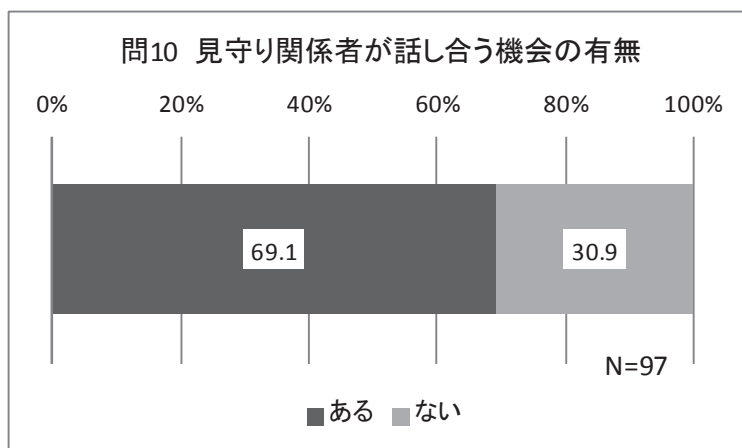
問9 あなたが見守り活動を行う上で、次の(1)～(4)の見守り関係者との連携はどのくらいとれていますか。それぞれの見守り活動関係者について、当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。



〈連携の度合いの判断基準〉

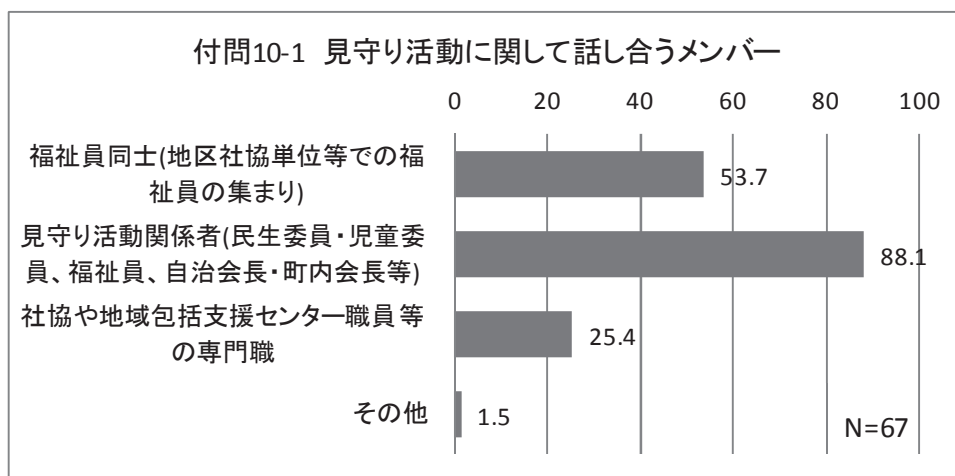
- 1 よくとれている → 常に見守り活動に関する情報を共有している
- 2 まあとれている → 問題が起こった際には、連絡をすることになっている
- 3 どちらともいえない → 出会うことがあれば、情報交換を行う
- 4 あまりとれていない → 出会っても見守り活動のことで情報交換したことはない
- 5 とれていない → 見守り活動以外のことも含めて、話したことがない

問 10 あなたの地域では、定期的に見守り活動に関して関係者で話し合う機会がありますか。
 次の中から当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。

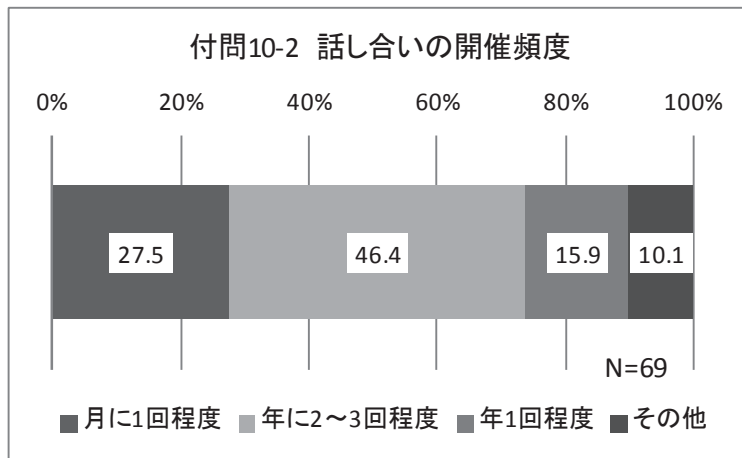


問 10 で「1 ある」と回答された方におたずねします。

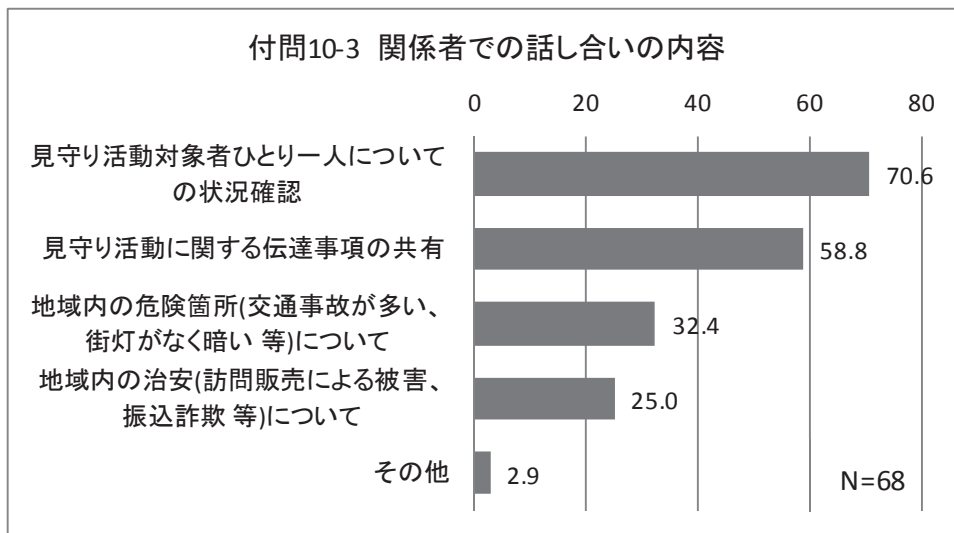
付問 10-1 見守り活動に関して関係者で話し合うメンバーは、どのようなメンバーですか。
 次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。



付問 10-2 見守り活動に関して関係者での話し合いの開催頻度はどのくらいですか。
 次の中から当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。

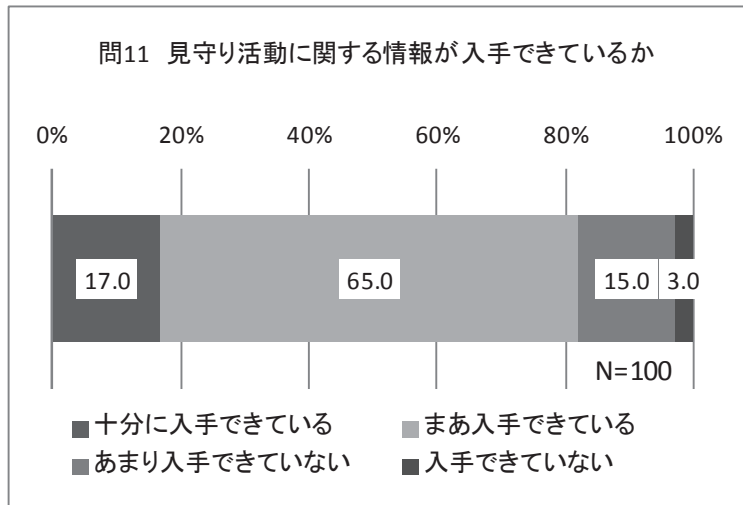


付問 10-3 見守り活動に関して関係者での話し合いはどのような内容を協議しますか。
 次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。



問 11 見守り活動を進める上であなたが必要と思われる情報は、入手できていますか。

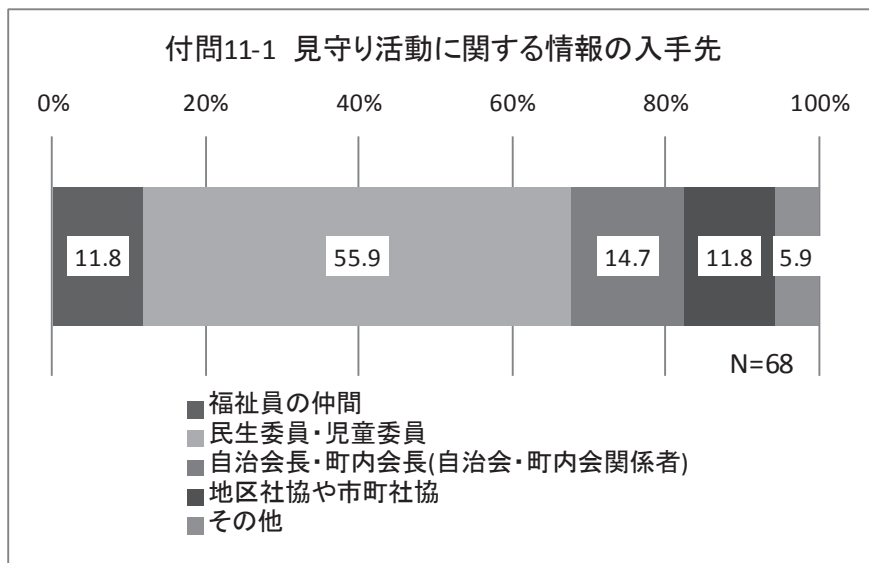
次の中から当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。



問 11 で「1 十分に入手できている」、「2 まあ入手できている」と回答された方におたずねします。

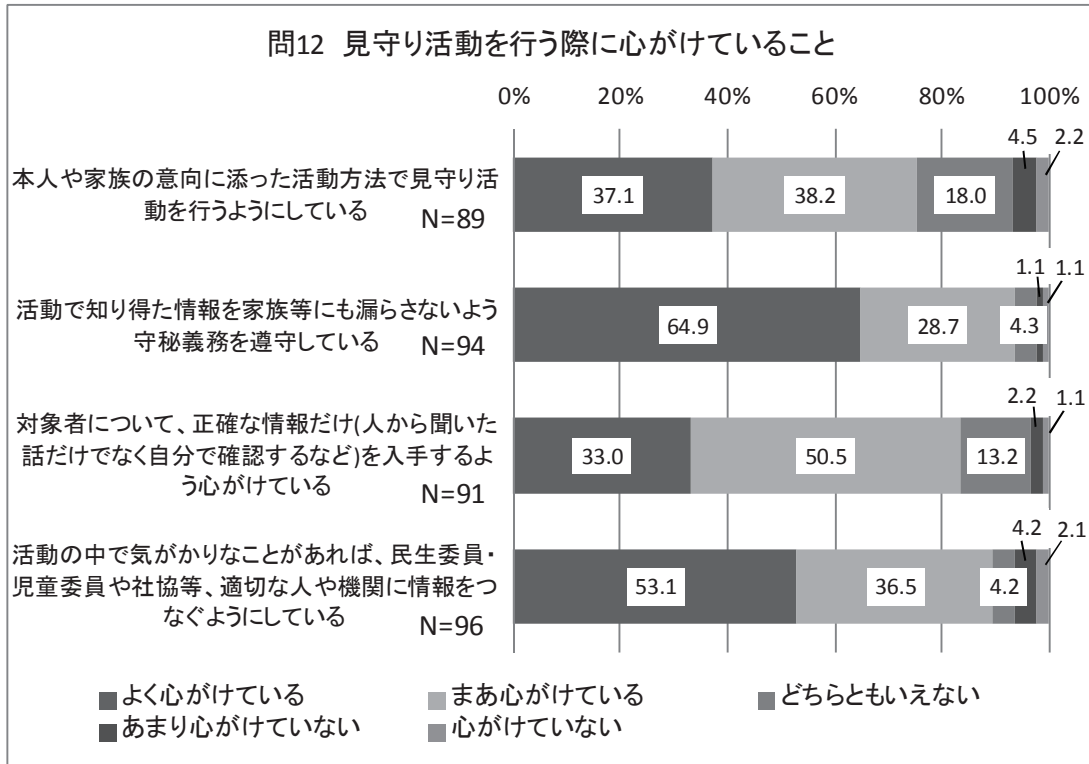
付問 11-1 見守り活動に関する情報は誰から入手していますか。

次の中からもっとも情報を得ている方の番号ひとつだけに○をつけてください。

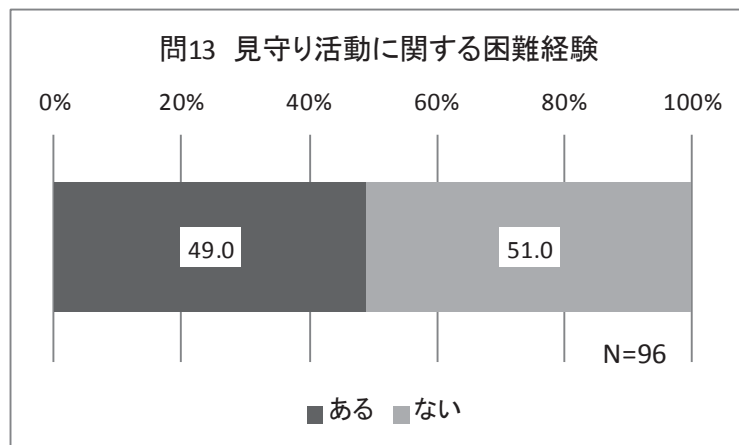


【その他見守り活動全般についておたずねします。】

問 12 あなたが、(福祉員として) 見守り活動を行う際に次の事柄について、どのようにされていますか。 それぞれの項目について、次の中から当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。

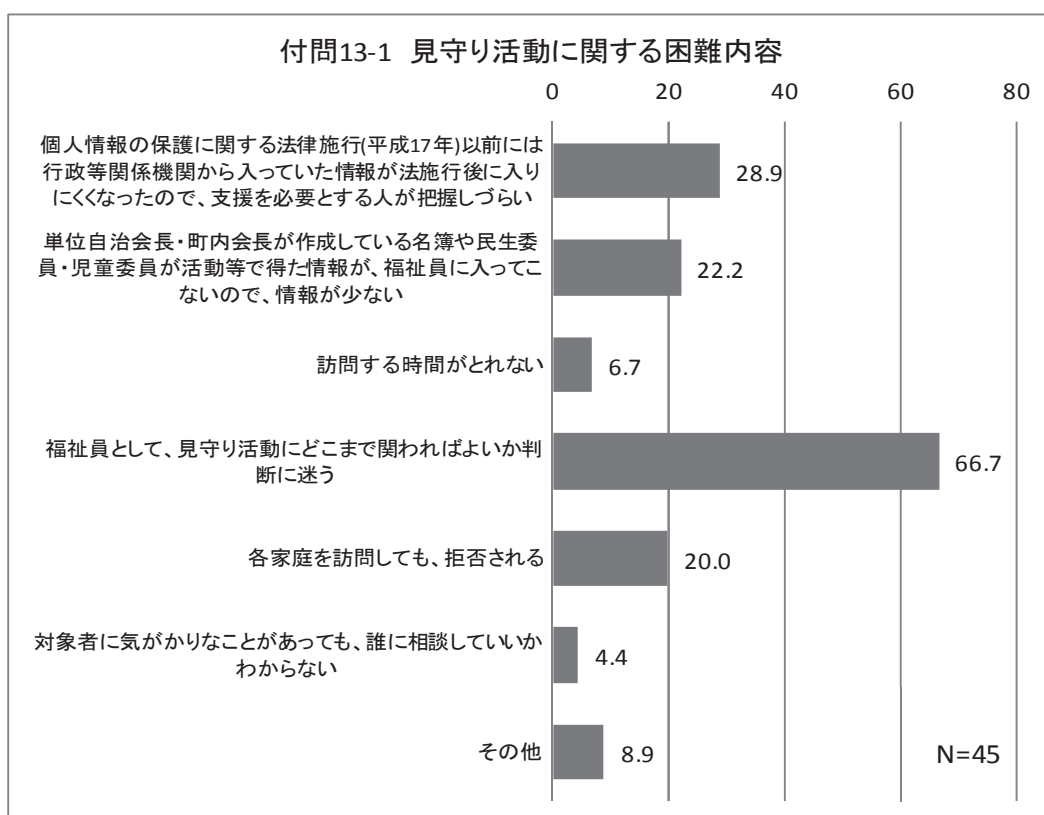


問 13 あなたが、(福祉員として) 見守り活動を行う上で、活動がしづらいなど困ったり、悩んだりしたことはありますか。 次の中から当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。

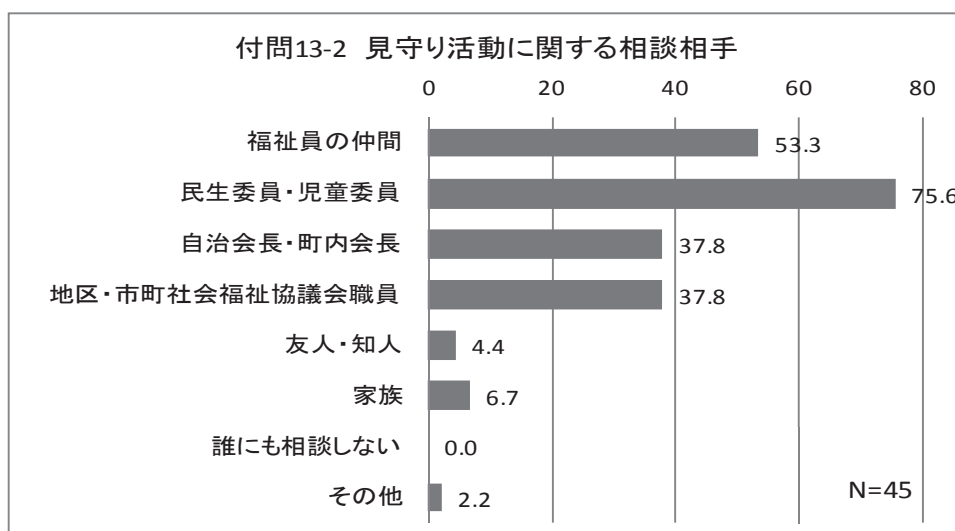


問 13 で「1 ある」と回答された方におたずねします。

付問 13-1 見守り活動に関することで、困ったり、悩んだりするのはどのようなことですか。
次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。



付問 13-2 見守り活動に関することで、困ったり、悩んだりしたときに誰に相談しますか。
次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。



問 14 あなたが、これまで（福祉員として）見守り活動を行う中で、一番困ったことはどのようなことですか。その内容と解決方法について差し支えなければ、記入してください。
(回答は以下にまとめて記載)

自由回答結果（注：「番号」は調査票の回収順に打った整理番号であり個人が特定されるものではない。また、明らかな誤字、公開に適さない表現などについては必要な修正を行っている。）

番号	F4 あなたの住んでおられるところは次のどれにあたりますか。 当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。（「その他」に記入のあったもの）
18	団地
19	団地
36	商店街でもなく山間地でもない。密集地でもない。
37	農村地域であり、住宅地もたくさん出来ています。古くから住んでおられる方あり新しくこられる方あります。
78	農村、過疎地区
89	中山間部
141	商店街がさびれて住宅になったところ

番号	F5 あなたの地域での役職は、次のどれですか。当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。 （「その他」に記入のあったもの）
2	サポート支援員
8	社協職員
10	社協職員
11	サポート支援員
16	市臨時職員
42	福祉員及び社協役員兼務
61	市社協職員
142	市社協職員
147	社協職員

番号	F7 あなたが福祉員になった経緯は、次のどれですか。 当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。（「その他」に記入のあったもの）
2	市役所臨時として
16	就職
38	友愛訪問委員をされていた人から(20数年来)依頼をされた。
47	前任者から依頼されて
84	前期の福祉員さんからの依頼
131	誰もなり手がないので
133	前福祉員より依頼
136	任期後も自分で立候補している。
152	前福祉員からの依頼による

番号	F8 あなたが、福祉員以外に務めている地区での役職はありますか。 当てはまる番号全てに○をつけてください。（「その他」に記入のあったもの）
16	サポート支援員
18	母推
19	母親クラブ
28	婦人会
36	お寺、婦人会役員
41	地区福祉協議会
44	子育て支援・地区見守りボランティアグループ、地域おこしグループ
54	農協女性部エルダーミセス部長
67	青少協指導員
69	地区公民館役員
88	婦人会
92	交通安全理事
94	生活推進員
99	公民館(4地域共有)役員
113	町内の婦人部
138	校区の会長
153	環境衛生部長

番号	問1 あなた自身は、福祉員としてこれまで見守り活動を行ったことがありますか。 次の中から当てはまる番号ひとつに○をつけてください。(「その他」に記入のあったもの)
60	配食と同時に訪問しているのみ。それを見守りとするなら1.に○
102	ふれあい弁当の配食

番号	問2 見守り活動以外であなたが、福祉員として実施している活動(参加している活動や行事)はどの ようなことですか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。 (「その他」に記入のあったもの)
41	市社協の事業参加、ボランティア協会
89	地域敬老会
99	赤い羽根共同募金、歳末助け合い募金集め
159	公会堂開放

番号	問3 あなたが、これまで行なってきた見守りの対象者はどのような方ですか。 次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。(「その他」に記入のあったもの)
23	精神障害、生活に異常があり気になる方
34	一人暮らしの方

番号	問4 あなたが、(福祉員として)行っている高齢者に対する見守り活動は、どのような方法で行っ ていますか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。 (「その他」に記入のあったもの)
23	ごみ分別と提出
37	敬老会のプリント配布
54	買い物、病院、その他用事を手伝う
69	福祉行事への参加依頼
84	誕生日プレゼント・Xmas プレゼント・敬老の日プレゼントを用意して友愛訪問員さんに渡してもらい様子をお聞きする。
86	民生委員から安否情報をもらう
119	お誕生日のお菓子配り

番号	問5 あなたが、実際に見守り活動を行っている対象者はどのような方ですか。 次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。（「その他」に記入のあったもの）
19	今まで身なりもきちっとされていたが髪もボサボサになり、何につけすぐ忘れられる。
23	夫婦とも病弱で共倒れ寸前の方
28	独居老人宅のみ
35	高齢者 一人暮らし・二人暮らし
44	未就園児をお持ちの若いお母さん
47	65歳以上の一人暮らしの方
48	65歳以上の独居の方
80	77歳以上 一人暮らし
84	配食をしている人
86	65歳以上独居老人
87	65歳以上1人世帯
151	主に単身の方
158	家族が見ておられる人が多い

番号	問6 あなたの地域では、見守りが必要な対象者をどのような形で決定していますか。 次の中からもっとも多い方法について当てはまる番号ひとつに○をつけてください。 （「その他」に記入のあったもの）
2	包括、市の福祉課に相談する。
9	民生委員と協議して決定
36	独居の高齢者
55	75歳以上の独居高齢者、ご夫婦 民生委員と決める。
79	民生委員から対象者の名簿をもらう
151	前任者からの引き継ぎ

番号	問7 あなたが活動を行う中で、新たに気がかりな人(見守りが必要と考える対象者)を見つけた ときに、どのように対応されますか。次の中から、もっとも多い方法について当てはまる番号 ひとつに○をつけてください。（「その他」に記入のあったもの）
67	包括支援センター
114	行政の対応は遅いし手続き等で時間がかかる。急を要する時に間に合わないのですぐに行って対処している。

番号	付問 8-1 見守り活動で、 <u>一緒に見守り活動を行っているのはどのようなメンバーですか。</u> 当てはまる番号すべてに○をつけてください。(「その他」に記入のあったもの)
2	包括支援センター
84	友愛訪問員
90	ジュニア福祉員(小学校5年生・6年生)
111	知人
114	プライバシーの問題等から余り人に言って欲しくない人が多いので、相手との信用を大切に対応している。

番号	付問 10-1 見守り活動に関して関係者で話し合うメンバーは、 <u>どのようなメンバーですか。</u> 次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。(「その他」に記入のあったもの)
90	小学校教師

番号	付問 10-2 見守り活動に関して関係者での話し合いの開催頻度はどのくらいですか。 次の中から当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。(「その他」に記入のあったもの)
11	必要に応じて。度々の事もある。
55	2ヶ月に1回程度
60	福祉員同士では定例会で
80	年に6回
86	妻が民生委員
95	年6回
113	町内の福祉行事をやる前に数回話し合う
128	都合のいい日

番号	付問 10-3 見守り活動に関して関係者での話し合いはどのような内容を協議しますか。 次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。(「その他」に記入のあったもの)
60	とくに(人による)自分の地区の相談等
67	見守り方法

番号	付問 11-1 見守り活動に関する情報は誰から入手していますか。次の中からもっとも情報を得ている方の番号ひとつだけに○をつけてください。（「その他」に記入のあったもの）
2	市高齢障害課
36	見守りの対象者または近所の方
111	新聞販売店主
136	本人

番号	付問 13-1 見守り活動に関することで、困ったり、悩んだりするのはどのようなことですか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。（「その他」に記入のあったもの）
29	たいてい訪問しても門を針金でぐるぐるまいて入れない。
55	留守でなかなか会えない人がいる。
69	なかなか本人に会えない。
87	異性の訪問
112	立ったり座ったりする時。足、腰の悪い方
152	人が来ることが苦手な方もおられるようで、訪ねるとき気兼ねをしてしまう。

番号	付問 13-2 見守り活動に関することで、困ったり、悩んだりしたときに誰に相談しますか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。（「その他」に記入のあったもの）
2	市職員
9	市の担当職員

番号	問 14 あなたが、これまで(福祉員として)見守り活動を行う中で、一番困ったことはどのようなことですか。その内容と解決方法について差し支えなければ、記入してください。
1	福祉員の認知度が低く理解されないこと。なぜ認知度が低いのか原因を調べ対策する。原因とは民生委員の管轄、福祉員の管轄、自治会の管轄等、行政の元が異なるから統一されることがなく、全体の広報が少ない。
2	対象者が返事をしてくれない。居留守をつかわれる。家から出て来られない場合、御近所の方にお話をうかがうこともある。
23	地区の施設から、私の住む地区の死亡者の遺体を早急に引き取りに来るよう指示され、又雪の降る中、身よりの無い方を引き取り葬儀まで行う事になった事
27	訪問に伺って返事がかえってこなかったこと
29	・耳が遠くて、訪問してもなかなか玄関に出られない ・病気で入院された時、知らないで何十回も訪問。子どもさんに会って初めて入院されていたことを知った。今は元気になられているのでホッとしている。
30	おひとり暮らしになられて(御主人が亡くなり)人と会うのがいや? になり家の中に入れないばかりか庭にも足を踏み込めなくて……困りました。社協の方に相談しまして今はよくなりホッとしています。
36	悪徳商法にかかったとわかっていても、それを解決出来なかった事
40	私の住んでいる自治会以外(担当地区)把握が出来ないので困る
42	月1回の訪問をしているが、その間に病気・死亡があった時、支援が不足していたのではないかと思うことがある。
43	認知症の高齢者がいるが、家族が理解していない。理解させる手段が見当たらない。
44	65歳以上であっても私達が見たらまだまだお元気で自活しておられてもサービスを受けられる人、反対に見るからに支援したいが資格がないので受けられない人をどのようにするかという事
55	買い物とか大変そうな方があり、民生委員に連絡。包括支援センターに相談され、一緒に訪問し要支援1になった。ヘルパーを利用されている。
60	対象者本人の家に行った時、呼んでも呼んでも出てこられなかった時。おられたはずですが……。手紙を置いて帰りました。
85	訪問してもドアを開けられない方がいらっしゃる。それに関連して、ヘルパーさんの訪問時間をたまたま入手して、その時間帯に訪問して会えた事がありました(2件)。
98	訪問しなくていいと言われた時 ⇒散歩の時間を合わせる様にした
103	自治会長個々によって情報を開示してくれる人とそうでない人が居る。行政サイドから自治会長等にも研修をお願いしたい。
105	独居老人の方で、なかなか本当のことを話してくれない方がいる。全てを話してくれれば、困っている事の解決の早道になるのにと思うことがある。
106	独居で訪問すること自体を迷惑がられる方が、自宅で突然行動不能となり4~5日経過していた。新聞の集金に来られた人が、ポストの郵便物が溜まっていることに気づき、報告を受けた事例があった(現在リハビリ中です)。初動の関わりがスムーズに行えなかったことが気になっています。解決方法を教えて下さい。
107	独居のお宅を訪問した時に、家に居ても気づいてもらえない。
109	自治会内で知的障がい者の方が居られて、ひきこもり状態なので安否の確認に大変苦労して居りますが、食生活はきちんとして居られるので少し安心して居ります。本人が困った時に市福祉課に行っている様なので助かって居ます。
112	病気の多い人に対しての困りです。
113	私自身の体調が悪くて入院等した時に、独居の方の見守りが出来なくて死去された方がありましたので、残念で仕方ありませんでした。それで両隣の方に見守りのお願いなどをさせていただくことにしました。
117	福祉員になって2年目に自治会長、民生委員、福祉員の3人で家族訪問をしました。ですので少しは地区のことが理解できましたが、その後が福祉員のみで訪問することがしばらく、民生委員の方からの知らせを受けて情報を知ることです。
127	警察官に相談し、解決してもらった。
130	独居老人(75歳以上)を訪問するが、留守の場合連絡がとれない(入院か施設に入っているか)
131	独居者の連絡先等の情報の入手
132	連絡しないで旅行等をされたお方
134	どの程度その人に話を聞き出すか、別居家族にたずねるか
141	自分が福祉員をした時の話ではないが、近頃、自治会未加入者の見守りやいろいろな行事への誘いかけをどうしたものか、という声があがってくる。

151	基本的に独居の後期高齢者の方を単独で訪問しています。独居の方だけの見守りで良いものか迷っているところです。日中独居の方や、お具合の悪い方が多くおられます。私達がどの程度関わっていくべきか、ご指導いただきたい。
152	対象の方が高齢なので耳の悪い方が多く、訪問した時に会えない場合が多い。ろうあの方が設置している、チャイムを押したら居間で赤色パトランプが点灯する装置があります。そんなに高くないものだと思いますが、希望者に渡してあげられたら日常生活にもメリットがあると思います。
158	自治会長・民生委員の方が良くしてくださるのであまり困っていない。

番号	その他、記入のあったもの
23	声を上げないと誰も助けてくれないと痛感し社協にTEL相談中。
40	民生委員も兼ねていて思うのですが、もっと自治会長(他地区の)との協議の場を作ってほしい。
141	自治会長と福祉員兼務なので、配り物や会費を集める時に訪問して話をする程度で個人情報まで入りこまない。

第3章 「地区社協聞き取り調査」概要

1 「地区社協聞き取り調査」の目的

『見守り活動の指針（仮称）』の基礎資料として活用するために、身近な地域を活動範囲とし声かけや見守り活動を推進している地区社協の活動実態を把握する。

2 調査の概要及び調査対象地域

2-1 聴き取りの対象者

地区社協会長・地区社協事務局員、市町社協担当職員等

2-2 調査項目の柱

○地区社協（会長、事務局員）

1. 地区（社協）で進めている見守り活動の概要
2. 地区での見守りの事例
3. 活動者の連携、情報共有について
4. 活動を進めていく上での課題や問題点と今後の方策について
5. 地区で見守り活動を進めていくために市町社協へ望むこと

○社協職員

1. 地域で見守り活動を進めていく上での課題（業務の中でご苦労されている点）
2. 活動を広げていくために、社協で実施していること
3. 見守り活動を推進していくための今後の取組方針
4. 活動を進めていく上で県社協へ望むこと

2-3 調査対象地域及び実施日

実施地域	実施日時	参加者
山口市阿知須 (阿知須支部)	10月25日(火)	高野和良、羽根一孝、黒坂智康、澤村有利生、 大河原修、大倉福恵、中村美保 ----- 仮屋蘭麻衣**、財津大夏**
周防大島町 (屋代地区社協)	11月4日(金)	石田沙織、大河原修、大倉福恵、福田淳一 ----- 永田真莉子**、仮屋蘭麻衣
平生町 (大野地区社協)	11月15日(火)	高野和良、大河原修、大倉福恵 ----- 財津大夏、永田真莉子
山陽小野田市 (出合地区社協)	11月21日(月)	高野和良、石田沙織、澤村有利生、大倉福恵 ----- 玲玲*、仮屋蘭麻衣
美祢市 (美東町輪づくり 運動推進協議会)	11月22日(火)	高野和良、黒坂智康、大河原修、大倉福恵、 伊南早織 ----- 永田真莉子、仮屋蘭麻衣

(※九州大学大学院人間環境学術人間共生システム専攻修士1年)

(**九州大学文学部社会学・地域福祉社会学研究室学部3年)

見守り活動に関する地区社協等への聞き取り調査票

市町名	山口市	地区名	山口市社会福祉協議会阿知須支部
対応者	磯崎英規会長（阿知須地区民生委員児童委員協議会長） 山本貴広氏（山口市社会福祉協議会 阿知須支部事務局長） 山本千代氏（山口市社会福祉協議会 阿知須支部）		

《対象：地区社協（会長、事務局員）》

1. 地区（社協）で進めている見守り活動の概要

1) 活動のメンバー（例：民生委員、福祉員、友愛訪問員）

＜縄田地区（磯崎会長の担当区）の場合＞

- ・民生委員（3年交代/男性）
- ・福祉員（2年交代だが10年くらいやっている人が多い/女性5名）
- ・自治会長（1年交代/男性）
- ・老人クラブ事務局（経験年数10年以上/男性）合計8名
- ・磯崎会長は「訪問員としては女性の方が向いているかもしれない」と語っている。
※任期3年ほどで交替する者も多いが、全体として協力者が増えている。

2) 実施方法（基本的な活動スタイル）

（例：活動のキーパーソン、対象者の把握方法、活動の方法の検討、活動報告の方法等）

①見守り対象者の把握と選定

- ・毎年5月に民生委員が全戸を訪問し状況を調査し、本人に希望を伺うことで「見守り対象」となる。
- ・「誰に見守りが必要か」については地域での話し合いも重要である（婦人会などで決定）。
- ・民生委員の調査を経て本格的に毎年8月に「友愛訪問」がスタートする。
- ・個別情報交換会が毎年7月にあり、このとき一人暮らしなどの条件に該当していなくても話に出てくる対象者はいる。
※事業スタート時は一人暮らしの独居老人世帯全てを訪問していた。

②見守り活動の実施方法

- ・対象者ごとにファイルを一冊作り、その中に「友愛訪問表（ローテーション表）」を入れる。※「友愛訪問」はあくまでも本人が同意した場合のみ行っている。
- ・3日間ごとに区切って、1人の担当者が訪問し、次の3日間は別の担当者が見守り活動を行うといった「ケアグループ・ローテーション」がつけられている。
- ・訪問間隔が開きすぎたりしないよう、民生委員は3日間の「なか日」に訪問するよう担当者に依頼している
- ・ローテーションは1年間同じパターンを繰り返し、ファイルを担当者間で回す。
- ・ファイルは社協へも提出される。ファイルは手元に残り、友愛訪問表のみ、社協へ提出する。

③見守り活動の留意点

- ・ほとんどの場合玄関先で安否確認や軽い世間話を行うことによって「見守り」を行っている。
- ・「玄関に行ってピンポン」ではなく、通りがかりに声をかけるといった、自然な関係づくりを心掛ける。
- ・留守があらかじめ分かっている場合、対象者や対象者家族などから民生委員へ連絡がいく。民生委員は活動メンバーに連絡する。
- ・家族には、「友愛訪問活動を行っている」ことを伝えている。

※緊急時に備えた体制

- ・家族の連絡先などを記した緊急連絡カードが対象者宅の電話の横に保管してある。

2. 地区での見守りの事例

- ・孤独死を早期発見した実績もある。

3. 活動者の連携、情報共有について

1)活動者相互が活動を振り返る場はあるか（例：話し合いの機会）

①地区ごと

- ・民生委員はサロンのときに担当者の話を聞く。サロンには39名参加。
- ・月に1度、活動者は定例会を開き、その場で翌月のローテーション表を配布。

②阿知須全体

- ・公民館で活動の説明会を行っている。
- ・書類としてファイルしておくことで形になり、数字・記録を残すことで情報の共有や家族への説明も容易になる。

- ・民生委員と福祉員の合同研修会を年2回開催している

2)活動者相互の個人情報取扱への配慮や共有への工夫

- ・対象者との信頼関係が築かれているため、訪問する人だけに留守のサインを教えている対象者もいる。
- ・世間体を気にして、目立たないように勝手口から入ってほしいという対象者もいる。
- ・メンバー内で情報を共有。ローテーション表を入れるファイルに書いておく。

3)活動者に対する支援や活動者の育成（例：研修会等）

- ・「自分たちもいつかはお世話になるから」という理解がある。責任があるからという意識ではなく相互に助け合おうという意識をもって活動しているため、民生委員や福祉員という役職を以前していたひとが活動に協力してくれる。そうして、つながりづくりの輪が広がっていつている。
- ・友愛訪問を行うことによって関係者の認識を新たにしていくきっかけとなるは理解者や協力者が増えることで、民生委員への負担が軽減されている。

- ・23年間活動が続いてきた中で、「地域の助け合い・支え合い」として地域住民に定着してきている。
- ・活動のメンバーは引退しても地域のボランティア、経験者として参加している。
- ・福祉員の設置を1地域30軒程度にこだわる理由として、阿知須は誰が訪問員になっても、顔が分かるから1~2年で交代ができる。家が近接していて、転入者もあまり多くな
く、子どもが出て行ってしまった地域。

4. 活動を進めていく上での課題や問題点と今後の方策について

- ・目指す終着点は、何も意識的にしなくても自然にこうした関係があることである。
- ・最近警察官も巡回している。
- ・見守りはあくまで手段で、つながりが大切。

5. 地区で見守り活動を進めていくために市町社協へ望むこと

- ・フットワークの良い保健師が欲しい。合併で阿知須には常駐しておらず現在は週1回の訪問。
- ・ケアマネジャーとの連携がいまはあまりとれていないので改善できるようにしてほしい。1人を手厚く見守る福祉の多重性が求められる。

《対象：社協職員》

1. 地域で見守り活動を進めていく上での課題（業務の中でご苦労されている点）

- ・現在友愛訪問のない地域もある（15地域中2地域）
苦情例）対象候補者から…「わたしがいつ迷惑かけた？」
見守りたいが、なかなか対象候補者からの理解を得難い場合がある。
対象者の家族には友愛訪問活動をしているという報告をしている。
- 苦情例）福祉員から…「同じ阿知須に家族がいるのに、なぜ私らが行かにかいけん
のですか？」という声があるため、見守りのネットはより厚い方がよいと説明し
ている。
- ・民生委員が友愛訪問をコーディネートしている。
- ・場合によっては民生委員さん1人で見守り活動を行っている地域もある。代わりをみ
つけるよう助言はしている。
- ・ローテーションにあがらない協力者をどれだけ集められるか、ローテーションにあが
らない対象者に対してどれだけ気を配れるかなどが課題。

2. 活動を広げていくために、社協で実施していること

- ・友愛訪問に関しては行政から補助を受けていない。自主財源で実施しているというの
が大事で、今後も補助を使う予定はない。（旧阿知須町ときは活動費の補助があった）。

見守り活動に関する地区社協等への聞き取り調査票

市町名	周防大島町	地区社協名	屋代地区社会福祉協議会 周防大島町社会福祉協議会大島支部
対応者	今西一實会長（屋代地区社会福祉協議会 会長） 村田満晴氏（屋代地区社会福祉協議会 事務局長） 杉原政志氏（周防大島町社会福祉協議会 職員）		

《対象：地区社協（会長、事務局員）》

1. 地区（社協）で進めている見守り活動の概要

1) 活動のメンバー（例：民生委員、福祉員、友愛訪問員）

- ・民生委員（長く務める場合が多い）
- ・福祉員（任期は2年だが多くは1年交替、自治会長が兼務する場合が多い）
- ・友愛訪問員（長く務める場合が多い。女性がほとんどを占める）
- ・場合によっては社協職員や福祉員と兼務していない自治会長が参加する。
- ・他地域でいう見守りにおける福祉員の役割を友愛訪問員が担っているため、自治会長と福祉員の兼務が可能となっている。一方、他地域でいう友愛訪問員が屋代でいう福祉員に位置づけられている。

2) 実施方法（基本的な活動スタイル）

（例：活動のキーパーソン、対象者の把握方法、活動の方法の検討、活動報告の方法等）

- ・民生委員が訪問、友愛訪問員は地域の問題や自分が聞いた話を民生委員に報告する。
- ・民生委員が対象者の状況を把握している。友愛訪問員、福祉員は必要に応じて民生委員に対象者の情報について問い合わせる。行政などに現状を記す書類に記入するためなど、情報収集が必要な時は、雑談の中で聞いていく。
- ・見守り対象は65歳以上のひとり暮らし156人と、75歳以上のふたり暮らし55人の計211人。年齢に達したら対象者となる。中には拒絶する人もいる。

※屋代には30自治会あり、福祉員（≒自治会長）30人、民生委員7人、友愛訪問員30数人。

1自治会が多いところで70～80世帯、少ないところで5～6世帯。世帯数が少ない自治会へは、近隣自治会から兼務で友愛訪問員の応援がある。

2. 地区での見守りの事例

1) 随時見守りが必要な方にはどのように見守り体制を組んでいるか

① 平常時の体制

- ・多くは電気が点いているか、カーテンが開いているかなど外からの確認を行う。
- ・電話をしてみる、地域の人に情報を下さいとお願いしてみる。

【平常時】家を訪問し声をかける。出てこない人には「元気ですか、連絡をください」と一筆書き、ポストに投函。地区によっては町会報を自治会長が手渡しで一軒一軒配るところもある。

②緊急時（急変）に備えた体制

【緊急時】65歳以上の一人暮らしおよび70歳以上の2人暮らしの人を対象に、プラスチックケースの中に入った「緊急連絡カード」を配布。緊急連絡カードには緊急時の連絡先、服用している薬などの情報を記入してもらい、冷蔵庫に常時入れてもらう。

2) 気に留める程度の人はどうな見守り方をしているか

①相手の負担にならない見守り方法

・「緊急連絡カード」を配ったことをきっかけに、「その後どうですか？」と会った時に聞いてみるようにしている。

②状態の変化があったときの対応

<事例1>

70歳女性。一人暮らし。1日2回車で買い物に出かけるが、何日か車がずっと置いてあるということに近所の人気づき訪ねると、家の中で倒れていた。すぐ緊急連絡カードを使い、社協や民生委員に連絡した。

<事例2>

寝たきりの方がベッドと壁の間に挟まれ、起き上がれなくなっていた。社協の担当者が弁当を届けたときに気づき、連絡カードを使って連絡をとった。

3. 活動者の連携、情報共有について

1) 活動者相互が活動を振り返る場はあるか（例：話し合いの機会）

・地区単位で友愛訪問員の集会在年に2回あり、民生委員も参加する。友愛訪問員はそのときに民生委員から情報を聞く（友愛訪問員が1人暮らしの方の生活状況や日頃の話の内容、事例を話し、民生委員がアドバイスをする）。この会に福祉員は参加していない。

・民生委員は月に1回の定例会がある。屋代地区では2ヶ月に1回の研修会があり、大島支部レベルでは3カ月に1回集まりがある。

2) 活動者相互の個人情報の取扱への配慮や共有への工夫

・昨年「緊急連絡カード」を65歳以上1人暮らし世帯に配布している。民生委員の判断で対象外の方にも配布した（例：日中独居、本人が欲しいと希望した場合など）。使い方を説明して渡すが、カードに連絡先などを記入し、冷蔵庫の中に入れて使えるようにするか否かは本人次第。こちらは見守りほど断られることはない。福祉員や自治会長、消防団員も説明を受けている。「緊急セット」を渡すことで、みんなで見守り合いましょうというアピールになっている。民生委員として話を聞きやすくもなる。

・「緊急連絡カード」には町社協の連絡先が記載されており、発見者から社協へ、社協から民生委員へと連絡がいく。

・4月頃にある高齢者実態調査で「緊急連絡カード」の対象者のリストはできるが、この調査の結果が出たときでなくても、民生委員と友愛訪問員の間でまだ配っていない人をピックアップして配布する。

3) 活動者に対する支援や活動者の育成（例：研修会等）

・年に2回友愛訪問員の集会があり、訪問員の育成、情報共有の場となっている。そこで友愛訪問員は異なる地区の情報や様々な見守りの仕方の情報などを得ることができ、仕事をしっかりと把握できるようになるため、民生委員も楽になる。

4. 活動を進めていく上での課題や問題点と今後の方策について

・難聴の方の家に伺う際、声をかけても聞こえず出てこられないが、訪問者が家の中に入っていくづらいという問題が多い。解決策として、「お元気ですか？連絡をください」などの書き置きを残すようにした。

・隣の家まで何十メートルも離れているところがある。

・以前はなかったのだが、最近回覧板をまわすところか家で止まったり、逆の方に回ってきたりすることがある。これは地域住民同士でありコミュニケーションがとれていないということだと考えられるため、近所同士のつながりも深めていく必要がある。

・民生委員、友愛訪問員、福祉員の3者がそろって集会がない。福祉員は自治会長が兼務しているため、日程調整が難しい。

・現在は民生委員が自治会長から地域の様子や見守り対象者の情報などを得ているが、自治会長の方から民生委員にもっと情報がいくようになったらいい。民生委員と自治会長の顔合わせの場が求められている（福祉員の仕事は会費と赤い羽根共同募金を集めること）。

・それぞれの役を辞めるときの後任がなかなかみつからない。訪問員であれば民生委員や自治会から紹介を受けている。

5. その他の活動〈ふれあい いきいきサロン〉

・コーディネーター6人（地区社協の会長、副会長、事務局長含む）が運営支援

・月の最初の火曜か金曜にコーディネーター6人が集まってサロンの日程を決めたり、聞いた話の報告や困りごと相談所の開催を行ったりしている。

・8サロン（グループ）あり、月に総計で13日程開催されている。コーディネーターは自分の担当のサロンの準備や片づけ、お茶の時に話をきくことなどをして、輪づくり支援をしている。

・1軒1軒訪問するのも見守りだが、人が出入りする場所を作って情報が出入りするようにすることも見守りである。

・輪づくりのためにサロンを計画するが、いちばん来て欲しい80～90歳の方々が家で畑仕事や家事をせずにサロンに来て遊ぶことを嫌ってあまり参加しない。輪づくりをすることで「今日はあの人に来てない」という風に、サロンが見守りになる。

・サロンに参加する人は多く参加するが、参加しない人は全く参加しないというように、差が大きい。

6. 地区で見守り活動を進めていくために市町社協へ望むこと

・予算があるとありがたい。現在社協で行っている住民参加型の有償サービスの要員を増やすためや、道具の整備に使うためのもの。道具を持参してもらったり、草刈りの廃棄物を参加者に処理してもらったりという現状である。

見守り活動に関する地区社協等への聞き取り調査票

市町名	平生町	地区社協名	大野地区社会福祉協議会 平生町社会福祉協議会
対応者	平田隆康氏（大野地区社会福祉協議会 会長） 帆足智信氏（コーディネーター） 藤岡千鶴子氏（民生委員） 守田琢美氏（民生委員） 田代節雄氏（民生委員） 奥永 収氏（民生委員） 山田博子氏（ふれあい推進員） 藤山美代子氏（教育委員） 木本 潤氏（平生町社会福祉協議会） 石田沙織氏（平生町社会福祉協議会） 米津絵里氏（平生町社会福祉協議会）		

《対象：地区社協（会長、事務局員）》

1. 地区（社協）で進めている見守り活動の概要

1) 活動のメンバー（例：民生委員、福祉員、友愛訪問員）

- ・ 民生委員(5名)、ふれあい推進員(25名)、運転ボランティア(15名)、みやま会(40名)
- ※理事会は12名

2) 実施方法（基本的な活動スタイル）

（例：活動のキーパーソン、対象者の把握方法、活動の方法の検討、活動報告の方法等）

①地区での見守りの事例

1) 随時見守りが必要な人にはどのように見守り体制を組んでいるか

それぞれの民生委員が各自の地域の状況を把握している。

月1回の給食サービスの中で会話することによって見守りを行っている。

2) 気に留める程度の人にはどのような見守り方をしているか

給食サービスの中で気になる人にはもう一度訪ね、状況によって町社協等へ連絡する。

②給食サービス

・みやま会が毎回約55食のお弁当を作り、民生委員やふれあい推進員が自分の担当地区の方へ1人ずつ手渡しする。

・月1回第3水曜に実施。

・対象者は原則70歳以上のひとり暮らし高齢者。

・1食につき100円の利用者負担がある。

・手渡しをして顔を合わせ、会話することでその方の近況がよくわかり、また変化などにも気付くことができる。

・気になる方は再訪し、状況によって町社協等へ連絡する。

・お弁当の表紙は保育園児が作成、誕生月には絵手紙とお菓子も添えられる。

③移送サービス

・運転ボランティアが病院利用などの送迎をする。

・対象者はご自分で外出が可能（介助を必要としない）なひとり暮らし高齢者で事前に利用登録をいただいている。

- ・利用登録者からの依頼は、コーディネーターが受け付け、運転ボランティアとの連絡調整を行っている。
- ・燃料費、保険加入費は町社協が負担。
- ・送迎エリアは隣町までの近場を基本としている。
- ・今年度は月 10 日以上ペースで稼働している。
- ・親族の承認を得た上で利用していただく。
- ・事故などの不安がたまとうが、今のところ事故その他のトラブルは起こっていない。

④輪づくり弁当

- ・毎年 4 月に地区内の 80 歳以上の方すべてを対象に手作り弁当をお届け。約 160 食。

2. 活動者の連携、情報共有について

1) 活動者相互が活動を振り返る場はあるか（例：話し合いの機会）

- ・隔月に理事会を開催し、情報の共有化や守秘義務の対応に努めている。
※必要に応じて臨時に開催されることもある。
- ・町社協主催の研修会（年数回）に積極的に参加し活動の研鑽に努めている。
- ・見守り対象者の記録は特に作成していないが、定例会で情報の共有は十分に行われている。

2) 活動者相互の個人情報の取扱いへの配慮や共有への工夫

- ・個人情報には十分配慮し、民生委員からふれあい推進員に個人情報を教えることはない。むしろふれあい推進員から様々な情報をいただく。

3) 活動者に対する支援や活動者の育成（例：研修会等）

- ・時代及び社会情勢に遅れぬよう情報収集・研修には前向きに努めている。
- ・AED の使用方法や避難訓練などの防災研修を行っている。

3. 活動を進めていく上での課題や問題点と今後の方策について

- ・移送サービスがあまり広がらない。
- ・移送サービスと給食サービスが重なり合う形で見守りを行っているが、「もっと厳格に見守りを行うべきか？（コーディネーター）」との思いもある。一方で「月に一度行くと一時間ほど話すこともある。良い見守りの形だと思う。（ふれあい推進員）」との声もある。
- ・民生委員の声として「水曜日に弁当を持って行って不在だと不安になる」「水曜日に弁当を持っていったら倒れていたこともある」「家族が高齢者の見守りを民生委員に任せきりになってしまう事例もある」。
- ・個人情報の保護がいきすぎた状態となっており、例えば訃報を知ることができず最期のお別れもできない事例もある。情報の非共有化が地域のつながりを壊すのではないか。

4. 地区で見守り活動を進めていくために市町社協へ望むこと

- ・特定のボランティア依存ではなく、自治会組織・地縁集団・団体及び行政との連携共有化に積極的な支援・協力を切望する。

見守り活動に関する地区社協等への聞き取り調査票

市町名	山陽小野田市	地区社協名	出合地区社会福祉協議会 山陽小野田市社会福祉協議会
対応者	佐井木勝治氏（出合地区社会福祉協議会 会長） 伊藤紀子氏（出合地区社会福祉協議会 副会長） 田中貢造氏（出合地区社会福祉協議会 事務局長） 中井芳昭氏（出合地区社会福祉協議会 会計） 塩田靖男氏（出合地区社会福祉協議会 理事・福祉員の会 会長） 光永 仁氏（山陽小野田市社会福祉協議会） 片岡裕子氏（山陽小野田市社会福祉協議会）		

《対象：地区社協（会長、事務局員）》

1. 地区（社協）で進めている見守り活動の概要

1) 活動のメンバー（例：民生委員、福祉員、友愛訪問員）

- ・ 民生委員 10 人
- ・ 福祉員 31 人（自治会長が兼任するところもある）
福祉員の会の会長、副会長、各地区の代表は地区社協の理事
- ・ 自治会長（2年交代のところが多い）

2) 実施方法（基本的な活動スタイル）

（例：活動のキーパーソン、対象者の把握方法、活動の方法の検討、活動報告の方法等）

①訪問スタイル

- ・ 各地区のキーパーソンが中心となって訪問による見守りを行っている。
- ・ 福祉員がキーパーソンである地区では、福祉員は広報「かけはし」を2カ月に1回配る時に、一人暮らし高齢者のところには必ず手渡しで届けるようにしている。以前、電話で安否確認を取ろうとした際に直接顔を合わせなければ安否の確認ができないと感じたため、手渡しをするようになった。
- ・ さらに加えて、集金時、市報配布時（月2回）、ふれあい給食の配食時などに訪問する場合には、見守り対象者には手渡しで渡すように心がけている。
- ・ 理由もなく訪問するのは難しいが、訪問のきっかけがある時に顔を合わせる事が大事である。
- ・ 一人暮らしの人自身が、自らの状態を発信する場合もある。カーテン、電気、畑の状態などが本人の様子を知る情報源となる。
- ・ 一人暮らし高齢者の別居子が親のことを気にかけている場合は、連絡先を福祉員に伝え、緊急時に連絡してもらうようにしている。
- ・ 自治会長、民生委員、福祉員の連絡先（役職、名前、電話番号）をかいた連絡カードを見守りの対象者に配布している。
- ・ 地区の総会の後、総会役員の名簿を回覧板(31自治会)で回すので、総会に参加できない方でも自分の自治体の役員は把握できる（総会で福祉員などの役割を決める）。

- ・障がい者（足の不自由な人）が総会に出られない場合もある。その時は各自治会が総会の内容を記録したものを手渡している（回覧を全部手渡している自治会もある）。
- ・地区の世帯数が多いところには班があり、班長がキーパーソンとなる。
- ・子どもや障がい者も、名簿はないが、普段の付き合いで情報が入ってくるため見守りの対象として把握できる。
- ・学校とのかかわりは、自治会の会長が中心となっている学校安全委員会が取り組んでおり、地区社協はその委員会の一員という位置づけである。

②活動の留意点

1) 随時見守りが必要な方にはどのように見守り体制を取っているか

- ・会報を配るときに見守りしている。
- ・一人暮らしの高齢者自身から自分の状況を話すことのできる信頼関係(普段の付き合い、絆)づくりに努力している。
- ・強制参加なしのサロン活動を開催することで、見守りを行っている。

2) 気にとどめる程度の人にはどのような見守り方をしているか

- ・日ごろの付き合いのネットワークが大事である。

③ふれあいきいきサロンのスタイル

- ・出合地区内 10 か所でサロン活動を行っている。
- ・サロンは市社協に登録する。サロンの利用者が年会費として 1 人当たり 1 年間に 1000 円ずつ出し合っている。昼食代など、場合によってはその回のときに別で会費を集めている。
- ・サロンに対しての助成金はないが、出合地区にはモデル自治会として、市社協からの助成金がある。
- ・サロンに来ていなかった方のところに、サロンの帰りに寄ってみたり、サロンに行けない方には事前に連絡をいれている。サロンに連絡なしで欠席していると、ほかの参加者から安否が心配される関係になっているからである。
- ・男性もサロンに多くきている。女性が手芸をしている横で男性がお喋りをしていることもある。
- ・ひきこもってしまった人をなるべく会に誘うようにする。
- ・サロンの担い手は社協とは関係のない者が行っている場合もある。そして、もともと福祉員を勤めていた人がサロンの担い手をしていることもある。
- ・学校安全委員会(自治会関係者が委員長)があり、サロン活動として登下校時の見守りを行っている生徒の学校外の情報を把握することができる。サロンの場所がちょうど通りにあるということもあり、実施されている。元福祉員の方が指導的立場で担当していて、自治会との連携もとやすい。参加者は男女半々の割合。子どもから 2、3 日通学路に立たなかったら心配された、など、お互いに見守りをしている事例である。助成金でユニフォームと帽子をそろえた。このサロンは学校のお祭りに招待された。

2. 地区での見守りの事例

＜事例＞配偶者を亡くした高齢者が引きこもり状態になって、畑仕事にも無関心になっていたが、かつて山登りが好きだったことから、登山サークルの誘いで、だんだん明るくなり、最近畑もきれいになってきた。亡くなられた妻の友人も見守りをしていた。

- ・男性のほうが引きこもりやすい。

3. 活動者の連携、情報共有について

1) 活動者相互が活動を振り返る場はあるか（例：話し合いの機会）

①地区懇談会

・3年に1つテーマを決め、1年に1つの地区で行なう。出合地区の中に3地区あるので、3年に1度自分の地区で開催される。地区社協が主催。

②3者交流会

・自治会長、民生委員、福祉員の3者の交流会。民生委員のブロックごとに集まり、顔合わせをする。市社協が主催。出合地区では、なるべく自治体でその自治体の問題を解決していこうという姿勢。

2) 活動者相互の個人情報の取扱いへの配慮や共有への工夫

- ・引き継ぎシート（ファイル）がある。配布された資料を綴じている。
- ・要支援者は人数だけを記載し、詳しくは口頭で申し送りする。要支援者が見守り対象者となる。
- ・対象者は自分の緊急連絡先を記した安心カードを所持している。本人の承諾が得られた場合は福祉員と社協がコピーをもらう。個人情報を気にして、あまり書いてもらえない。

3) 活動者に対する支援や活動者の育成（例：研修会等）

- ・元福祉員が民生委員となったり、サロンの担当者となったりする。
- ・対象者にどれだけ自覚があるか否かで、見守り活動を積極的に受け入れてもらえるかが決まるので、若い人への福祉教育も大事である。
- ・子ども会やPTAの集まりで仲が良ければ年をとってからも安心できる。若い時の人間関係が将来の支援につながる。
- ・人脈も大きな支援となる。地区社協に様々な人が理事として入ってくるのはよい。

4. 活動を進めていく上での課題や問題点と今後の方策について

- ・福祉員の人選が難しい。場所によっては輪番制（1年か2年交代）でやっているところもある。もっと社会福祉に対する認識を広げていく必要がある。
- ・福祉員の立場でいえば、もっと民生委員に主導してもらいたいと思っている。
- ・福祉員や自治会長の仕事を活動に関わっていない人にも理解できるような宣伝、コミュニケーションが必要である。
- ・マナー化を防ぐためにも、人間関係づくりをもっと積極的に進める必要がある。
- ・一人暮らし高齢者が増えつつある社会の中で、「見守り活動」の内容についての教育が必要である。

5. その他

1) 平成 21 年の地区社協の組織再編

かつての福祉員は特定の方が名誉職のように長年活動を続けていたが、マンネリ化して、何をやっているかがわかりにくくなってきた。そこで、県のモデル指定を受けたこともあって、理事の中に町単位での様々な集団や組織(老人会、婦人会、福祉員、民生委員)の役員が入った方が活動しやすいとのことで、地区社協組織を再編した。

<再編上のポイント>

- ・「福祉の町づくりに協力的な人」ということを重視して人選した。
 - ・専属でその役をやってもらう、一人の人が長く続けない、ということで活動のマンネリ化を防ごうとしたが、理事の後継者不足が問題となっている。
 - ・ふるさとづくり協議会との連携も重視した。
 - ・自分がどんな仕事をしているのか周りの人が知ってもらうことを通じて、手伝ってもらいやすくなった。心強い活動になりつつある。
- ・ふるさとづくり協議会は地区社協と体育振興会が一緒になった組織で、メンバーはほぼ共通である。各イベントで中心になるのがどちらの組織かという違いはあるが、活動者はほぼ一緒である。
- ・再編後の組織からは、地区社協へ構成組織から参加を得られやすくなった。

6. 地区で見守り活動を進めていくために市町社協へ望むこと

- ・行政である市と、市社協の連携がもっとうまくいけば、自治会長と民生委員と福祉員という3者の連携がとりやすくなるのではないかと?

《対象：社協職員》

1. 地域で見守り活動を進めていく上での課題（業務の中でご苦労されている点）

- ・役の兼務をしている方が多い。活動のための人集めが必要である。
- ・福祉員と民生委員の役割分担が明確ではない。
- ・市と社協の連携がうまくいっていないような気がする。連携が薄いので、3者交流会はただ会議で終わっているような感じもある。

2. 活動を広げていくために、社協で実施していること

- ・経済的な支援を行っている（ユニフォーム、靴、帽子代 10 万以下）。

3. 見守り活動を推進していくための今後の取組方針

- ・ワークショップ形式の導入。
- ・地区の懇談会は3年間継続して同じテーマでやっている。これは今後も継続する予定である。
- ・自治会の中で課題を解決する形を目指す。

4. 活動を進めていく上で県社協へ望むこと

- ・サロン活動推進のため、市社協が助成金を出している。

見守り活動に関する地区社協等への聞き取り調査票

市町名	美祢市	地区社協名	美東福祉の輪づくり運動推進協議会、 美祢市社会福祉協議会
対応者	堀井幸子氏（美東福祉の輪づくり運動実行委員会 委員長） 小笠原雄次氏（美東福祉の輪づくり運動実行委員会 副委員長） 田邊範久氏（美東福祉の輪づくり運動実行委員会 地区会長） 内田喜美子氏（美東福祉の輪づくり運動実行委員会 地区会長） 久安 隆氏（美東福祉の輪づくり運動実行委員会 地区会長） 岡田暢男氏（美祢市社会福祉協議会） 山本真佐子氏（美祢市社会福祉協議会） 羽根一孝氏（美祢市社会福祉協議会）		

《対象：地区社協（会長、事務局員）》

1. 地区（社協）で進めている見守り活動の概要

1) 活動のメンバー（例：民生委員、福祉員、友愛訪問員）

- ・小地区(民生委員担当区)ごとに実行グループを組織。福祉員幹事、福祉員(約4名)に加え、地域住民、ボランティアが参加している。
- ・スーパーバイザーとして県・市社協、警察、医師も協力している。

2) 実施方法（基本的な活動スタイル）

（例：活動のキーパーソン、対象者の把握方法、活動の方法の検討、活動報告の方法等）

- ・それぞれの地区で民生委員や福祉員が見守り対象者の居宅を訪問。訪問記録票をつけている。対象者宅に置いておくようになっているが、対象者の目にふれない方が良い場合もあるので、民生委員が管理しているところもある。対象者宅に保管できないために、訪問記録票を作成していない例もある。
- ・見守りの対象者は、普段の付き合いの中で自然と決まる。狭い地域なので互いを知りすぎているところもあり、人によっては好き嫌いも出てくる。チーム制で活動を行うと、見守りを担当する人を対象者が選べるのでよい。訪問する人を逆指名するようにした民生委員さんもいる。
- ・直接の訪問を嫌がる方や、家同士が離れているため普段の会話がしづらいところでは、民生委員や近所の人が、見守り対象者の家のカーテンが開け閉めされているかどうか、電気が夜になったら点いているかどうか、ポストに郵便物がたまっていないかななどの外からの見守りを行う。車の出入りを見ているだけでも「見てくれていて嬉しい」とおっしゃる方もいる。
- ・月3回、独居・二人暮らし高齢者宅に手作り弁当を配布している。毎回約50食作る。この取り組みは弁当を作る人、配達する人、かけ紙を作る人、メッセージを書く小中学生など多くの人に関わっており、様々な人の様々な思いが詰まっている。福祉は1人ではできないということを感じる例である。

・年に10回程度、「ふれあい・いきいきサロン」を開催。ここでは特別な活動をするという訳ではなく、会話をすることで参加者同士がコミュニケーションをとったり、それぞれの近況を把握したりすることを目的としている。サロンに参加しているかどうかだけでも個々人の変化を捉えることができる。

・体調などからサロンに来られなくなった方には、サロンの際に作った弁当を持っていくようにしている（もちろん会費も受け取る）。配達には手の空いた人が行って、30分くらいお話をして帰るようにしている。つながりを切らないことが重要だと思う。

・子どもの見守り。民生委員、福祉員、区長などが月に1回、小学生の下校時の見守りを行っている。

3) 活動を支える手法

・緊急連絡カード(独居高齢者・高齢者二人暮らしの世帯に配布、固定用と携帯用がある)

・緊急カプセル(冷蔵庫のドアポケットに設置、緊急連絡先、常用薬などを記載)

・対象者のカードに記入(代筆)する際に会話ができ、民生委員が病気や常用薬を把握することができた例もある。

・緊急通報システム(市が運用)。センサーが場所によって反応しないところもあるため、笛や防犯ベルの常備などを検討中。

・民生委員と市社協、行政の三者が管理している「美祢市要援護者マップ」。独居、二人暮らし、寝たきり高齢者、障害者、疾病者、母子・父子家庭宅、危険場所、災害時の避難場所などを美祢市の地図に直接記入する。記入することで見守りする場所を再確認することもできる。現在行政が地図上に名簿情報を加味したソフトを開発中。

2. 地区での見守りの事例

・泥棒が入ったと思いきやこんでしまう認知症の方が、パトカーが巡回していた方が安心だと感じるため、警察も認知症の見守りのためにパトカーで巡回してくれている。このように、見守りを支える関係機関との連携も行われている。

3. 活動者の連携、情報共有について

・見守りの対象者の連絡先は、民生委員のほかケアマネジャーも持っている。連絡先は対象者に直接伺うが、伺った連絡先がつかないこともあった。

・民生委員と福祉員の話し合いは年に1回程度開催されている。自分の地区の情報共有を行うことができる。

・福祉員の研修会は年に2~3回開催されている。地区社協が「福祉員とは何か」「何をすればいいのか」を毎回確認する。出席率はとてもよく、何度も福祉員の役割を確認することで、自分の仕事にしっかりと取り組むことができるようになる。

- ・敬老の日の祝賀行事。民生委員に敬老のお祝いの品が届き、それを福祉員が対象者の家にそれぞれ持っていく。その際に嫌な思いをする福祉員はおらず、快く持って行ってくれる。福祉員との連携がうまくとれていると言える。
- ・見守りが必要な高齢者を幾重ものセーフティネットで守っている。しかし、合併後、事業の重複もあるので整理が必要である。

4. 活動を進めていく上での課題や問題点と今後の方策について

- ・福祉員が1年毎に変わる地域は、福祉員と民生委員の関係性ができていないため連携がうまくとれない場合が多く、活動に支障をきたす場合がある。
- ・「美祿市要援護者マップ」の更新を年に1回民生委員が行っているが、市社協・行政の分は作ったきりになっているのではないか。また、プライバシーの問題上、福祉員には渡していない。せっかく作ったマップをどう活かすかが問題となっている。
- ・活動自体の根をしっかりとすることは、そして根幹を育てることが課題である。新たなサービスなどに手を広げすぎて根本を見失わないようにすることが重要である。
- ・勉強会に参加し、他地区の事例を見て勉強することは大切である。
- ・行政、社協、地域住民、民生委員、福祉員、ヘルパーの連携・つながりをさらに深めていき、活動がスムーズに進むようにすること。特に合併したばかりの行政とはまだまだうまく兼ね合いがとれていないため、それぞれの役割を確立していくことが必要である。
- ・地区社協が提案、輪づくり運動実行委員会主催で「独居老人の修学旅行」を行い、普段はあまり外に出ない人でも参加する人が多かった。このように誰もが「参加したい」という気持ちになるような企画をしていくことが必要である。

5. 地区で見守り活動を進めていくために市町社協へ望むこと

- ・福祉員の選出は、地区によるが、ずっと同じ人が専任で務める場合と、地区の他の役職と兼任する場合がある。小さな集落などは人口よりも役職の方が多いため、持ち回りで1~2年おきに福祉員が変わるところもある。
- ・社協の指導により、福祉員と区長の兼務は避けるようにしている。

見守り活動に関する実態調査

平成23年11月

アンケートの記入にあたってのお願い

○実態調査の目的

- ・地域住民のつながりが希薄化するなかで、「住み慣れた地域で誰もが安心して心豊かに暮らし続けることができる地域づくり」を実現していくためには、公的なサービスの充実にあわせ、地域の中での支え合いのしくみづくりが求められています。
- ・とりわけ、地域の中での声かけや見守り活動は、地域住民としてのつながりをお互いが実感し育んでいく活動として重要な意味をもっています。
- ・そこで、身近な地域を活動範囲とし声かけや見守り活動を担っていただいている福祉員等のみなさんが、普段の活動で感じておられる実態を把握することにより、本県における住民相互のつながりづくりの姿や方策について提案する『見守り活動指針（仮称）』の基礎資料として活用することを目的に調査を実施します。

○調査対象

小地域福祉活動推進者（福祉員等）研修会参加者 全員に対して実施します。

○記入の留意点

この実態調査は、無記名であり、結果は数字で統計的に処理し、御回答いただいた方の考え方そのものが公表されることはなく、あなたに御迷惑をおかけすることは決してありませんので、ありのままをお答えください。

- 1 回答は、あてはまる番号を選び、その番号を○印で囲んでください。なお、質問により、「当てはまる番号全てに」、「ひとつだけ」など、回答の仕方が異なる場合がありますので御注意ください。
- 2 回答の記入にあたっては、鉛筆でもボールペンでも構いません。

（本実態調査に関する問い合わせ先）

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

地域福祉部 地域福祉班・ボランティアセンター

担当 大倉、福田

〒753-0072 山口市大手町9-6 TEL (083) 924-2828

【まず最初に、あなたご自身のことについておたずねします。】

調査結果を統計的に分析するために必要となりますので、必ず全ての質問にお答えください。当てはまる番号に○をつけてください。

F1 あなたの性別はどちらですか。 1 男 2 女

F2 あなたは、現在、おいくつですか。 満（ ）歳

F3 あなたが現在お住まいの地域はどこですか。
()市・町

F4 あなたの住んでおられるところは次のどれにあたりますか。
当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。

- | | | |
|------------|---------|----------|
| 1 農村・漁村部 | 2 郊外住宅地 | 3 町中の密集地 |
| 4 商店街 | 5 工場街 | |
| 6 その他（具体的に | | ） |

F5 あなたの地域での役職は、次のどれですか。当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 福祉員（友愛訪問員、ふれあい推進員等を含む） | |
| 2 地区社協関係者 | |
| 3 民生委員・児童委員 | |
| 4 その他（具体的に | ） |

※これ以降の問いは、福祉員（友愛訪問員、ふれあい推進員等）が対象となります。

※現在もしくは過去に、福祉員の活動をされた経験のある方のみ、質問にご協力ください。その他の方は調査終了です。

※なお、調査票に記載している「福祉員」には、友愛訪問員、ふれあい推進員等を含みます。

F6 あなたの福祉員の経験年数は、次のどれですか。当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。

- 1 1年未満
- 2 1年以上3年未満
- 3 3年以上6年未満
- 4 6年以上9年未満
- 5 9年以上

F7 あなたが福祉員になった経緯は、次のどれですか。当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。

- 1 立候補した
- 2 自治会、町内会から依頼されたから
- 3 民生委員・児童委員から依頼されたから
- 4 市町社協、地区社協から依頼されたから
- 5 自治会、町内会で当番としてまわってきた
- 6 自治会長・町内会長の役割として自動的に福祉員となった
- 7 その他 ()

F8 あなたが、福祉員以外に務めている地区での役職はありますか。当てはまる番号全てに○をつけてください。

- 1 単位自治会長、町内会長
- 2 単位自治会・町内会役員（会長以外）
- 3 地区（校区）社協役員
- 4 民生委員・児童委員
- 5 老人クラブ役員
- 6 その他 ()
- 7 なし（福祉員のみ）

【見守り活動への参加についておたずねします。】

問1 あなた自身は、福祉員としてこれまで見守り活動を行ったことがありますか。
次の中から当てはまる番号ひとつに○をつけてください。

- 1 現在、行なっている
- 2 現在は行なっていないが、過去に行なったことがある
- 3 見守り活動を行なったことはない
- 4 その他 ()


問2 見守り活動以外であなたが、福祉員として実施している活動（参加している活動や行事）はどのようなことですか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1 訪問活動
- 2 ふれあい・いきいきサロン活動
- 3 配食活動・食事サービス
- 4 見守り活動への情報提供
- 5 地域の行事への参加協力
- 6 社協会費の徴収
- 7 社協の広報誌等の配布
- 8 その他 ()

【問1で「3 見守り活動を行なったことはない」とした方は調査終了です。

他の方は、問3以降の質問へのご回答をお願いします。】

問3 あなたが、これまで行なってきた見守りの対象者はどのような方ですか。
次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1 高齢者  **問4以降をご回答ください。**
- 2 乳幼児を抱える世帯
- 3 登下校中の児童（小学生～高校生）
- 4 児童虐待の疑いがある世帯
- 5 障がい児を抱える世帯

- 6 障がい者世帯
- 7 その他 ()

※ 「1 高齢者」に○を付けていない方は問9へお進みください。

【問3で「1 高齢者」に○を付けられた方におたずねします。】

問4 あなたが、(福祉員として) 行っている高齢者に対する見守り活動は、どのような方法で行っていますか。

次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1 お宅に訪問してお話をする
- 2 電話をしてお話をする
- 3 出会ったときに声かけ（挨拶や日常会話）を行う
- 4 生活の様子（窓の明かりやカーテンの開閉、郵便物等）に気を配る
- 5 ふれあい・いきいきサロンや会食会等の集まりで安否を確認する
- 6 配食等の訪問活動と併せてお話をする
- 7 その他の活動 ()

問5 あなたが、実際に見守り活動を行っている対象者はどのような方ですか。

次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1 近隣や知人との交流が少ない方
- 2 単身あるいは夫婦のみ世帯の方
- 3 日中は独居になる方
- 4 家族との関係が希薄な方
- 5 心身の状況がよくない方
- 6 掃除や食事の支度等の家事ができない方
- 7 その他 ()

問6 あなたの地域では、見守りが必要な対象者をどのような形で決定していますか。

問 10 あなたの地域では、定期的に見守り活動に関して関係者で話し合う機会がありますか。

次の中から当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。

- 1 ある
- 2 ない

問 10 で「1 ある」と回答された方におたずねします。

付問 10-1 見守り活動に関して関係者で話し合うメンバーは、どのようなメンバーですか。

次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1 福祉員同士（地区社協単位等での福祉員の集まり）
- 2 見守り活動関係者（民生委員・児童委員、福祉員、自治会長・町内会長等）
- 3 社協や地域包括支援センター職員等の専門職
- 4 その他（ ）

付問 10-2 見守り活動に関して関係者での話し合いの開催頻度はどのくらいですか。

次の中から当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。

- 1 月に1回程度
- 2 年に2～3回程度
- 3 年1回程度
- 4 その他（ ）

付問 10-3 見守り活動に関して関係者での話し合いはどのような内容を協議しますか。

次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1 見守り活動対象者ひとり一人についての状況確認
- 2 見守り活動に関する伝達事項の共有
- 3 地域内の危険箇所（交通事故が多い、街灯がなく暗い 等）について
- 4 地域内の治安について（訪問販売による被害、振込詐欺 等）について
- 5 その他（ ）

見守り活動に関する地区社協等への聞き取り調査票

市町名		地区社協名	
対応者			

《対象：地区社協（会長、事務局員）》

1. 地区（社協）で進めている見守り活動の概要

1) 活動のメンバー（例：民生委員、福祉員、友愛訪問員）

2) 実施方法（基本的な活動スタイル）

（例：活動のキーパーソン、対象者の把握方法、活動の方法の検討、活動報告の方法 等）

2. 地区での見守りの事例

1) 随時見守りが必要な方にはどのように見守り体制を組んでいるか

※平常時の体制 ※緊急時（急変）に備えた体制

2) 気に留める程度の人にはどのような見守り方をしているか

※相手の負担にならない見守り方法 ※状態の変化があったときの対応

3. 活動者の連携、情報共有について

1) 活動者相互が活動を振り返る場はあるか（例；話し合いの機会）

2) 活動者相互の個人情報の取扱いへの配慮や共有への工夫

3) 活動者に対する支援や活動者の育成（例：研修会等）

4. 活動を進めていく上での課題や問題点と今後の方策について

5. 地区で見守り活動を進めていくために市町社協へ望むこと

《対象：社協職員》

1. 地域で見守り活動を進めていく上での課題（業務の中でご苦労されている点）

2. 活動を広げていくために、社協で実施していること

3. 見守り活動を推進していくための今後の取組方針

4. 活動を進めていく上で県社協へ望むこと

※本調査は、「見守り活動検討会」にて調査票を協議し、九州大学大学院人間環境学研究院
共生社会学講座の御協力のもと調査票を集計、分析等を実施しました。
※本調査をもとに、「見守り活動の指針」（別冊）を作成しています。

見守り活動検討会 委員名簿

平成23年7月20日～平成24年3月31日

	氏名	所属	役職名
委員長	高野和良	九州大学大学院人間環境学研究院	准教授
委員	坂本俊彦	山口県立大学附属地域共生センター	准教授
委員	山本千代	社会福祉法人 山口市社会福祉協議会 阿知須支部	主事
委員	羽根一孝	社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会	地域福祉係 係長
委員	光永仁	社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会	市民福祉課 課長補佐
委員	杉原政志	社会福祉法人 周防大島町社会福祉協議会 大島地域福祉活動センター	福祉活動 専門員
委員	石田沙織	社会福祉法人 平生町社会福祉協議会	地域福祉課 職員
委員	佐田邦男	山口県健康福祉部厚政課	調整監
委員	澤村有利生	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	事務局次長

(所属及び役職は、平成24年3月時点で掲載)

《オブザーバー》

- 山口県健康福祉部厚政課 主任主事 黒坂 智康
- 社会福祉法人 岩国市社会福祉協議会 地域福祉課長 中村 克敏
- 山口県立大学附属地域共生センター 大河原 修

《事務局》

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会地域福祉部	部長	高木 和男
〃	副部長	中屋 文男
〃	地域福祉班・ボランティアセンター主査	大倉 福恵
〃	〃 主任	伊南 早織
〃	〃 主事	福田 惇一
	〃 主事	刀禰田 ゆり江

